

目 次
第1号（7月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提出第94号議案	5
町長提出第95号議案	38
町長提出第96号議案	53
町長提出第97号議案	57
町長提出第98号議案	58
閉 会	92
署 名	93

津和野町告示第63号

平成28年第5回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年7月6日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成28年7月12日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○応招しなかった議員

平成 28 年 第 5 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)
平成 28 年 7 月 12 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 7 月 12 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 94 号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について
日程第 4 町長提出第 95 号議案 平成 25 年災 1034/86 号越原橋農道橋災害復旧工事 (上部工) 請負契約の締結について
日程第 5 町長提出第 96 号議案 平成 25 年災 1055/86 号下河内橋農道橋災害復旧工事 (上部工) 請負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 97 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁)
日程第 7 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 94 号議案 旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について
日程第 4 町長提出第 95 号議案 平成 25 年災 1034/86 号越原橋農道橋災害復旧工事 (上部工) 請負契約の締結について
日程第 5 町長提出第 96 号議案 平成 25 年災 1055/86 号下河内橋農道橋災害復旧工事 (上部工) 請負契約の締結について
日程第 6 町長提出第 97 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁)
日程第 7 町長提出第 98 号議案 平成 28 年度津和野町一般会計補正予算 (第 2 号)
-

出席議員（11名）

1番	後山 幸次君	2番	川田 剛君
3番	米澤 宥文君	4番	岡田 克也君
5番	草田 吉丸君	6番	丁 泰仁君
7番	寺戸 昌子君	8番	御手洗 剛君
10番	京村まゆみ君	11番	板垣 敬司君
12番	沖田 守君		

欠席議員（1名）

9番 三浦 英治君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君		
参事（兼健康福祉課長）			齋藤 等君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	羽多野寿子君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

参議院選挙も終わりました、自由民主党の衆参とも一強時代がまた続くと、こういう状況下に相なりましたが、政治の安定は大事なこととはいいながら、もう少し野党、各党とも頑張っただけなような気もいたす昨今であります。アベノミクスが本当にこの地方にまで浸透するような、そういう施策が強く望まれる、そういう気持ちを強くしたところであります。

本日、平成28年第5回津和野町議会臨時会が招集をされました。議員各位にはおそろいでお出掛けをいただきましてありがとうございます。

三浦英治議員より、欠席の届け出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第5回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

町長より、発言の挙手がありましたので、町長の発言の申し出を許します。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

冒頭、お時間をいただきまして報告とおわびを申し上げます。あらかじめ、告示いたしました付議事件のうち、平成28年度津和野簡易水道統合整備事業笹山配水池築造工事請負契約の締結については、諸般の事情により取り下げをさせていただきますので、御報告をさせていただくとともにおわびを申し上げます。

日程第3. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第94号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございました。

今臨時議会に提案をいたします案件は、契約変更案件1件、契約案件2件、指定管理者指定案件1件、補正予算案件1件の合計5案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第49号でございますが、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

失礼しました。議案第94号でございます。おわびを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。

では、議案第94号旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結について、御説明を申し上げます。

今回は、契約金額の変更となります。3のところの契約の金額でございますが、契約の金額2億7,590万6,520円、変更前の金額2億6,387万1,000円、変更額1,203万5,520円でございます。契約の相手方は山口県萩市大字椿2370番地、協和建設工業株式会社、代表取締役田村伊正でございます。

次の資料1は、仮契約書がつけてございますので、御確認をいただきたいと思っております。

では、資料2をごらんいただきたいと思っております。これで説明をさせていただきます。

整備検討委員会の協議及び文化庁の協議との指導によります追加工事でございます。オレンジの部分でございますけれども、内部家具修理等でございます。この中から展示家具修理が27反で約500万、そのほかに厨房の床の補強、外来の入り口に段差がありますので、そこへ置き階段を置きます。それから、木製の格子（目隠し）とありますが、ここが空調の室外機が置いてございますので、ここへ目隠しの木枠を入れる。合わせて250万で、建物の整備工事がおおよそ750万でございます。

黄色の部分でございますが、ここが遺構位置の表示の中の白色舗装になります。ここはガンコマサという、協議会のほうで協議をいたしまして、ガンコマサで舗装をするということになります。ここは約288万の予定でございます。

その他でございますが、病院棟の入り口のところに、取り上げたカラミレンガ新規据えつけというふうに矢印が書いてございますが、そこへ花畑からの雨水が流出して土が漏れないように、そこへカラミレンガを据えつけをするということでございます。

それから、右側のところにモルタル洗い出しというふうに書いてございますが、これは東部屋の犬走りのモルタル打ちをしたいと考えております。その旧本館建物遺構表示のところの黄色の外枠のそこへ芝張りを書いてございます。本館棟の入り口のところの左側にも芝張り、親水スペースの上あたりも芝張りということになっております。これも協議会の中で協議をいただいて、芝張りでここを保存するのがいいだろうということで、芝張りをさせていただくということになっております。旧本館棟の入り口のところに、カイズカイブキ2本ございますが、これが中が空洞になって倒壊をする危険があるかもしれないということで、一応伐採をして、二、三メートルの同じものを、カイズカイブキを植栽して行うということで、その他の外構工事がおおむね162万円ということになっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 幾つかお伺いしたいんですが、まず、この厨房機器の厨房の足元の工事ということで、これはレストランということに関連してくると思うんですけども、ここのレストランについての事業計画のような素案がありましたら、まずその資料請求をいたします。

それと、先ほど階段という話があったんですけども、段差があるので置き階段ということなんですが、ここはひとつスロープにするべきではないかなというふうにも思いますが、その見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、済いません。2番目のほうからお答えをさせていただきます。

外来の入り口でございますが、一応あそこが昔の受付となっております。段差がすごくありましたので、そこを一応階段をつけてございます。スロープのほうなんですけど、病院棟の一号便所建物位置表示の下あたりにスロープで上がられて、その横から入るようになっておりますので、一応車いすではここに入るような形になっております。

厨房の関係の今後の計画の資料ということでしょうか。済いません、きょうは持ち合わせておりませんので、提出をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この工事の後にも予算の関係もあると思うんですが、いわゆる前回全員協議会で大まかな説明はあったと思うんですけども、今後、この畑迫病院の組み立てた後の活用方法という部分について、レストランをやっていくと、喫茶をやっていくというような話はもちろん認識はしておりますが、一方で、どのような方々がされるのか、どういった協議が決まったのか、もちろん厨房にするということは検討が終了したというふうに僕は認識するわけなんです。であれば、どういうふうな形で決定したのか、誰がどのようにするのかという事業計画があつて建物が建つものだと思っておりますので、その中身について詳細に知りたいなということで、できれば議会中にいただけるほうが審議に値するのではないかなと思うんですけども。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、運営母体ですけれども、これにつきましては、現在畑迫の地域の方を中心に組織をしていただいております旧堀氏庭園を守り活かす会、そちらのほうへ全体の館の運営をお願いをしたいというふうに思っております。今、まだ細部を詰める途中でございますので、最終的にこういう形での運営をやっていくんだという細かい紙にしたものというものはございません。ですので、それを提出する、この議会中の中で提出をするということはちょっと無理だろうというふうに思っております。

そもそもの経緯からしますと、これを畑迫病院の修復を始めた当初に、今後のどういう形での運営形態をしていくかということで公募をかけたのがまずスタートでございます。

ます。その当時、公募をかけましたが1件だけの応募でありまして、それは農家レストランをやりたいということでの応募でございまして、内容としてはここをレストランというような形をとって運営をしていきたいという、最初はそういったアバウトなスタートでございました。その後、工事の進捗に伴いまして、最終的に工事に変更せんといけないということで、さらに詰めた話で、本当に今後やっていくかどうかという結論と、地域との絡みもございまして、どういう形で運営していくのが一番いいかということで協議を進めて、今現在にも、その過程でもありますけれども、その中で、畑迫の守り活かす会のほうで全体の管理を受けて、その中のメンバーの1人として応募をいただいた方が中心になって、レストランなり喫茶をやっていくと、そういう形で今、検討をしておるところでございます。

これについては、もちろん国の文化庁のほうにも農家レストランがいいか悪いかという、まずその判断のところをいただかないと進められませんので、その辺は応募後、直ちに協議を重ねて、文化庁のほうとしては農家レストランの形でもオッケーだということで、改修をしてきたところでございます。

最終的な図面につきましては、今から契約金額であるとか委託金額であるとか、そういった細部を詰めた形の中で、守り活かす会との契約を最終的に、この工事が終わった後にですが、契約をするという形になるというふうに思っております。今現在では、先ほど言いましたように、細部にわたっての事業計画という形はとれておりません。ただ、ここ一応オープンはしますけれども、何ていいますか、毎日毎日レストランをやるというスタイルではないということで今、話をしております。月曜日は定休日ですのでお休みですけれども、ほかの日の平日については中心的にはコーヒーとか、お茶が飲める喫茶のような形、それから土日、祝祭日についてはレストランというような形をとるということで話を詰めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） いろいろ思うところがあるんですけども、基本的には話が詰めた上でつくるのが筋だと思います。協議はこれからも進んで、これから委託料だとかそういった話をして、もしもそれで決裂した場合、相手先がいなくなった場合どうするのかというのがありますし、一方で、公募しないんですかという気持ちもあります。町有施設で、確かに地域住民の方が利用されるというのはいいことだと思います。地域住民の方々も地域の建物が建つわけですから、一生懸命活用していこうという気持ちもわかります。

ただ一方で、町として建てて、それで農家レストランという公募があった。これも事実かもしれませんが、現在進めているレストランと公募で受けた農家レストランというのは、もうスタンスが違ってますよね。やる方も、主体的にやる方が変わってきてますし、物自体が変わってきていると思います。それとやはり、あの地域でレストランをやるっていうことが、果たしていいのかどうか、センスの問題もあると思います。病院つ

ていう建物の中で、食事を提供するっていうのが果たしていいものなのか、本当に経営される方であれば、経営の責任を持って、赤字の責任とかとられるような方がいるのであれば、恐らく出店はしないんじゃないかと思います。しかしながら、町が絡んでいて、住民の方もボランティアでされて、レストランとコーヒーと出して、果たしてその事業がうまくいくかという、うまくいきそうに見えないんです。そのあたりの事業計画が見えてこない、そのあたりでまだ検討中であるにもかかわらず工事が進んでいくという危機感です。このあたりに、ものすごく僕は懸念を感じております。今後、協議を進めていく中で、どのタイミングで話がつくのか、例えば委託料ですとか、この建物のいわゆるテナント料、どれぐらいの金額を予定しているのか、その辺はもう話は筋進んでいるとは思いますが、どれぐらいの金額を想定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まだ正式な数字を示しておりませんので、この時点で幾らということを申し上げることは、ちょっと差し控えさせていただきたいというふうに思います。

基本的にこの建物は文化財として修復をしております。前回の全協のときにも申し上げましたとおり、相当の金額をここへつぎ込んで建物を復元をしたということでございます。国の、もちろん国費も入ってのことです。町もその負担を応分に建てたわけでございますので、この建ち上がったものをどうして守っていくかということは、我々の一つの大きな課題でありました。これ要は、建ち上げることについては、文化財の保護が一番の目的で建ち上がったわけでございますので、これをどういう形で守るのが一番ふさわしいかという中で、当初、公募をかけて何か施設として使えることができないかということの中で、レストランという応募があったということでございます。

要は、前回も言いましたけれども、木製の建物を閉め切りで置いておくということは、傷みを増す、そういう要因になるということは御理解いただけるというふうに思いますけれども、ここに人が入って、いろいろな活動をしていく、そういったことでこの建物を守る一つの大きな要素になってくるのではないかと、それが一つのこの事業を進める上での大事な要素になってくるというふうに思います。レストランという形で運営で、ここで利益を上げようということは、なかなか難しいというふうに我々も思っております。組織自体もここで大きく儲けてあげようというような、そこまでの思いで組織が立ち上がっているというふうには、私も理解をしております。要はあそこの施設を守り生かしていくにはどうしたらいいか、そういった意味で地域の方も半分はボランティアという意味合いの中で、あれだけ二十数人の組織化をして、携わっていただいておりますところがあると思います。

そういった意味の中では、そこで利益を上げて商売をするという基本的なスタンスの中でのスタートではないというふうに私も思っております、ここを守り生かしていく

ために、我々がどれだけのことができるかということを経験の方が御相談をいただいて、こういう守り方をやろうということで手を挙げていただいておりますので、町としてもそういった地域の意向を生かしていくというのを主体として運営をしていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 同僚議員も質問をしましたが、教育長さん、管理運営に対する計画書も、何かあるんかないんかようはつきり御答弁でわからなかったんですが、あれば、ぜひ見せていただきたい。まず、振興プランの企画や運営、展開、促進までをトータルに管理執行する、シンクタンク的な位置づけにされるようなことはないのか、そういったことでの計画性はあるのかないのか、どのような計画書を出してきておられるのか、それによってこれをどのように変えて管理していかれる計画であるのか。

それで、今回も第2回目の変更でこれあろうと思いますが、当初計画からこういったことが今日まで、長い年月かけております。25年度当初契約して工事が始まっておるんですから、何回も何回もその設計変更しちゃ、こういうふうな増額がなってきたんですが、私はまず当初の計画書がないから、こういうことが起こってくるんじゃないかというふうに思うんです。それについて、どのようにお考えを持っておられるのか。

それから、今日までかかりました総経費、第1回土地購入からはなえまして、病院のほうだけです、総額でどのぐらいになっておりますか。もちろん、設計料も含んで御説明をいただきたいと思っております。

そして今後、これは何ちゅう、正式な管理団体の名称がちょっとわからんですが、ここに管理をさせるようなお気持ちであります、今後の維持管理に対するお考えをどのようにされておられるのか。団体ですから、何ばか町から補助金を出してあげんと恐らくできんと思うんです。そういう考えをどの程度持っておられるんか、そういった詰めはもうされておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、まず計画書に基づいての変更であるべきだという御質問でございますが、この建物自体が新規の新築ではございませんで、もともとあった建物を解体をして、その部材がどこまで使えるか、そういったものを柱一本一本を検討しながら、この柱のこの部分はもう削って取らんといけない、全部やりかえんにゃいけない、これは皆使える、そういうようなことをやりながら事業を進めてきております。そういった状況の中で、当初からびしっと100%の設計図というのはこういう解体復元工事では不可能だというふうに言われております。実際、こうやって工事を進めるに当たって想定をしておりました部材が使えないことというのは結構出てきております。そういった中で随時変更をしていかないといけない部分が生じております。

それからもう一つ、大きな変更の中で、いわゆるもともとの復元で進めて、当初は進めておりますけれども、先ほど来のレストラン経営、こういった建物が建った後の、どういう運営の仕方をしていくかということが途中で、公募によって、それじゃあ農家レストランをやっぺいこうと、そういうような話の中で、それに対応するような建物の構造の変更も必要になったということで、それについては、先ほども申しましたけれども、文化庁と協議をした上で変更が可能かどうか、そういったことを協議をした上で変更ということになりますので、その都度に変更の内容で契約をしかえるということになります。

今回につきましても、若干の建物内の補修もありますけれども、メインはいわゆる昔ながら使っておりました備品の机であるとか、椅子であるとか、そういった病院関係の備品の修繕と、それから、外溝のいわゆる庭になる部分の工事の変更、これについてもいわゆる検討委員会の中で方向性が定まった上でないと進められないというところがございますので、最終的に今回の変更でやるということになったところがございます。そういった理由の中で、工事が進められてきたというふうに御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議員さん御質問の経費のことでございますが、建物の組み立て工事のほうは全部で2億7,590万6,520円でございます。申しわけありません、設計のほうの（「マイクを近づけて」と呼ぶ者あり）設計のほうの金額をきょう持ち合わせておりませんで、申しわけありません。土地の購入のほうは、最初のときの契約のときの説明のほうに1,450万のというふうに書いてございます。1,450万だとお答えをさせていただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 今、次長さんからお答えをいただきましたが、金額について、なかなかまだ資料がないようでございますが、まず土地を買うたとき、1,454万4,000円、第1回の建物の入札されたんが2億4,700万円、1回目の変更が1,600万、今回が1,200万ですか、というようなことになって、これへ設計料加えますと大方6億近い金になるわけです、土地から皆計算しますと。そうしますと、これだけのお金をかけて、計画書もないようなことで進めていかれる、それ自体が私はおかしいんじゃないかというふうに思うんですが、もっと、レストランをやられるにしても、当初はそういうふうな計画ではなかったと思うんです。というのは、この建物が明治時代から地区の病院として活動したその姿を残そうというのが、始めの取り組みであったように思うんです。それが、だんだん変更するたびに変わってきてまして、しまいにはレストラン計画みたいなことになってしまう。こういうことが、本当に当初の計画書がしっかりしとつたら、このようなことはないと思うんで

すが、そのためにも計画書が当初あったかないか、どのような管理運営に対する計画書です、それを見せて、あるんなら提示していただきたいichゅうお願いでございます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 当初の計画では、議員言われましたとおり、これを復元をするというのが当初の計画でございます。ですので、当初の計画で言われたようにそのレストランを経営するであるとか、中に資料館を入れるであるとか、そういったことは当初の計画のときにはございません。ですので、お示しするものがないということになります。

ですが、復元をした後に、それじゃあどういう形をしていこうかというのは、いわゆる先ほど来言っております、個々の修繕をするための協議会の中で、整備検討委員会の中で議論をして、どういう形が一番いいんだろうかという御協議をいただいた中で、結論的に今の形に至っておるところでございますので、その整備検討委員会の中での議論の中の組み立てというか、積み重ねが今日に至っておるところというふうに御理解をいただいたらというふうに思います。

それから、レストランの経営が余りにも前面に出過ぎてはおりますけれども、ここは半分は資料館として、病院であるとか笹ヶ谷であるとか、それから堀家であるとか、そういったものの資料展示をするという、本来のもともとの病院として復元をするといった面積の位置づけをそこで検証できるような施設を考えております。

それから、一部は地元の方等で作品の展示なり、そこで工房的につくる、そういったところの部屋も予定を今、しておるところです。それから、先ほど来出ます、レストランや喫茶部門のエリアと。そういうところで、大きくは3つのコーナーでこの施設を管理をしていこうというふうに思っています。

管理については、今の話でいきますと、守り活かす会のほうへこのレストランでない部分、いわゆる資料館であるとか、それから工房のそういった部屋である展示スペースとか、そういったところについてはうちの町のほうから、教育委員会のほうから委託をする形、そして、レストランについては、自身の会で運営をしていただくというところで町から月何ぼという形で、そのスペースを借りて運営をしていただく、そういう形で今、話を進めておるところでございます。そういった細部の、金額をそれじゃあ何ぼにするかというところについては、最終的には9月補正のところ委託金額なり出てくることに思っておりますので、その間の中で詰めていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育長、総工事費が今、1番議員の質問の中に入りましたが、正確かどうなのか、きちっと説明してもらわんと。教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほどの議員さんの中で6億円という金額がお示しになりましたけれども、そこは6億円という金額には至ってないというふうに私たちは理解をしております。建物のほうの工事が、先ほど来言います2億7,000万程度、そ

れからあと設計については3億もかかっておるわけにはありませんので、今、設計額を具体的な数字を持ち合わせておりませんけれども、それについては何億円という金額にはなっておりませんので、6億円という金額は違うのではないかなというふうに理解をしております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 質問のしようが悪かったもので、畑迫のこの協議会が管理される、本宅のほうです、堀家の。あのほうを含めて、あれが2億7,600万で修復工事されております。それで、これに係るもんが全部で本当は5億6,800万ですが、設計費があるから6億という数字を私は申し上げただけで、ただ病院のほうで6億ではありません。じゃが、全体的に今、第1回、第2回、第3回目は134万5,000円の設計費が、管理費も一緒に入っておりますが、1回、2回の設計料を、それをまた後日でもいいですが、お知らせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） それでは、後日、精算をしてお知らせをしたいと思いません。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。3番、米山君、失礼。

○議員（3番 米澤 宥文君） ちょっと違います。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） カイズカИБキ、別名シンパクともいますが、これを伐採するということが中が空洞になつるとというのが信じられんですが、シンパクという木はすごい貴重な木で、例えば小豆島の寺なんか行くと、1000年、2000年の木があって天然記念物になっております。これだけの木になるのはかなり年月かかっております。これを切るというのがちょっと、1本ぐらい残してもいいんじゃないかなと。かなりのこれは、何ていうか、魔よけとか、そういうものを持った木なんで、何で切るのかなと、こんだけのものを。津和野町で大きい木が直地の保育園にあります1本、めったに切るような木じゃないんですが、そのところちょっともう一度、お聞かせ願いたいと。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） このカイズカИБキの伐採については、ちょっといろいろと議論もあったわけですが、切らんほうがいいという委員さんと、切ったほうがいいという委員さん、その先ほどの整備検討委員会の中で検討したんですけれども、樹木医さんのほうがそれを個々を見ていただいて、中が空洞になってるので台風とかで倒れたら危ないからという御指摘を受けました。実際、今すぐそこで倒れて危ないというようなものではないのは現実でございます。ただ、将来的にそこが朽ちたところで倒れるよりも、今のうちにもう伐採をして、もともとこの病院のところにカイズカИБキが2本、門のところ立ち上がっておったようでございますので、その

イメージを復元するということで、小ぶりな木を植栽をするということで協議会の中で話ができたとところでございます。

先ほど言われとったカイズカイクキは、あくまでこれ園芸品種でございまして、シソパクと言われる部分についてはミヤマビャクシンという、ちょっと違う植物でございしますので、そこら辺については若干相違があるかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先回、全員協議会でお話があつて以来、私も畑迫地域の方、いろんな方にお話を聞いたわけでありましてけれども、やっぱり皆さん異口同音に言われるのは、この畑迫診療所というものを大切に守って、地域の核として地域振興にもつなげていきたいという、そういうことを言われるわけでありまして。考え方を整理してみたいと思うんですけども、当然、町の所有物でありますので、町が費用をかけて直すということに関しては、僕も異論がないわけでありましてけれども、これが一つには、この守り活かす会が形はちょっと違いますが、指定管理者のような形であるのかということをお聞きしたいと思っております。そういう形ならば、守り活かす会がこういう形で使いたいということに対して、そういうふうに整備をするということも納得できないわけではないわけではなくて、また先般も申し上げましたが、この病院に御飯を食べに来る人が一体どれぐらいいるのかということも申し上げましたが、その後、いろいろ調べてみますと、今では病院にレストランがあつたりカフェが入つたりしているということも大変あるようで、認識をちょっと改められたわけでありましてけれども、それ以上に、畑迫の活かす会の方に話をしておりますと、例えば、堀庭園の楽山荘で2階の部屋で庭を見ながら食事をするっていうんなら、例えば3,000円の食事でも昼に御飯を食べに行きたいと、私自身も思うと。そういうことも可能なのかという話をしましたら、畑迫の楽山荘の中にある調理器具ではそういう本格的な調理はできないということでありまして、そういうデリバリーも今から考えていきたいということでありました。

要はお聞きしたいところは、この守り活かす会が指定管理者のような形でこのものを使ってどう活かしてやっていくかということ、ある意味この守り活かす会に任せているのだらうと思うんですが、そこら辺を確認をしたいと思っております。かなり熱い思いも聞かせていただきましたので、それも参考にしながらきょうの採決に臨んでいきたいと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 正式な形での指定管理という手続がとれるかどうかはちょっと別ですけども、イメージ的にはそれに近い形での運営になるかなというふうには思っています。ただ、あそこの名勝、地域全体が町が国から管理者という位置づけを受けておりますので、指定管理という形がそぐうかどうかというのは、ちょっと国との調整の中で結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） まずお聞きしたいのが、この変更額の1,203万円の金額の中に国庫補助が含まれるのかどうか。一般財源なのかということをもまず聞かせてください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 補助金の関係でございますが、これには国の補助金はないので一般財源となります。700万部分が町単の過疎債を充てていただいております。過疎債の中の観光レクリエーション事業という事業の過疎債を700万、あとは町単になっております。

○議長（沖田 守君） ほかに。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 先ほどから総事業費とかいろいろ話が出てまして、ここに至るまで、私たちはこの事業について可決しながらやってきたということも含めて考えないといけないなと思うんですけども、やっぱり今のいろんな話を聞いて、今からやる、そのレストランについての事業主体となる人が結局誰なのかって、守り活かす会は結局、任意団体ですよ。そこに委託料を払ってやるというような形になるんじゃないかと思うんですけど、これだけいろんな町の予算をつけてレストラン部分をつくるということになれば、やっぱりその団体がある程度社会的に責任を負えるような団体でなければいけないんじゃないかなってということも思うわけで、先ほどから出てるその事業計画書というか、当然、そういうものはきょうの時点でいうか、このレストランをこういうふうにするっていう時点で出てくるべきものだと思います。

その守り活かす会というものが、今後、例えば法人格を持つとかそういう予定があるのか、それとレストランで調理をする方、その方が本当に責任を持ってやっていくという意思があるのか、そういうところがはっきりしないと、なかなかきょう議決するということがとても不安なわけですけども、その辺をお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 調理の主体になれる方は、当初、公募で応募された國方さんという方がメインのシェフといたしましょうか、会の中で中心になって調理をされるというふうに伺っております。

法人化についてですけども、この秋からすぐということとはなかなか難しいというふうに聞いております。ただ、来年度あたりに向けて法人化、NPO法人になるかどうかという形になるかわかりませんが、そこら辺も視野に入れて活動していくというふうには伺っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今、お名前が出ましたが、その方がつい先日、鷲原のほうで何かレストランのようなことを週に1回やるようなレストランを始められ

たということを聞いてるんですけども、その辺、そっちをやりながらまたこっちもやるみたいな、本当にその方にそういう意思があるのかっていうのもちょっと疑問に感じとりますが、本当に大丈夫なんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） この部分については、会の方のバックアップも当然あった中での運営になります。レストラン部分も先ほど来申し上げましたように、毎日オープンという形ではなくって、土日祝祭日を中心に行うということで思っておりますので、あともちろんその1人で全部が賄えるというふうには思っておりません。地域の方の御協力いただきながら運営をされるというふうには伺っております。鷺原で週1回のレストランをやられるというのは、私も今、初めて聞いたようなことでございますけれども、その前にこの春まであそこの堀庭園の受付をやっとる部屋のところで、この3月までは実験的に運営をやっておられましたので、その辺の一環というふうに考えられなくはないなというふうには思っておりますが、毎日詰めて1週間おるというわけではないので、その辺は大丈夫だろうというふうに思っています。

それから、先般の会で協議をして、山口のほうで、そのレストランではないですけども、調理に関する企画をやられているところがあるということで、話をしたらすぐにまた、そこを視察に行かれたような状況もあるようですので、本人さんのやる気がないとは思っておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今まで質問といろいろ聞きまして思いますのは、このレストランの経営主体になる堀氏庭園を守り活かす会ですか、これは純粋に民間団体ですよ。要するに町が、このたび3セクでもなく絡んでないんですよレストラン経営、そうしますと問題は今から、後ほど予算のことがありますけど、そこに公金を費やして、そのレストランの什器備品ですか、そういうところに800万弱、そういうものを今から投入しようとしてるわけです。

そうしますと、既存の商工業者、私もその一員ですが、考えますと、どうして純粋な民間団体の経営者がするレストランに公金が投入されて、そのレストランの設備投資が行われるかと、ここが非常に、今、問題と思います。しかも、聞きますと、ここにおきまして、例えば、百歩譲って公金が投入されるとしましても、ここに至ってその事業計画書が出てない、賃貸者契約書もない、こういうので公金が投入されるという、そういうことが、私はこんなことがあってよいものかと、そういうふうに今、非常に危惧を感じておるわけです。しかも、レストランを経営する主体、その一番の主人公であるシェフっていう人が一人が、あちこち、あちこちで、またあれをやってみようこれをやってみようと、それで、ここから思い出されるのは、例の杣の里ですね、赤字出しましたね。それで、この方、主人公でジャムもつくるって言ってて、途中で放棄していなくなっちゃった。それで、数百万の赤字出しちゃった。

そういうふうにより人に頼りますと、そういう現象が起きるわけです。生身の人間がやるわけですから、その人に頼りますと、だから、その人の言うことを聞いて設計変更する、こうこうやってる、非常にそこもまた危惧です。だから、経営主体全体が堀氏庭園を守る会が、全ての方がシェフ集団とか、経営にプロ集団とか、そういうのだったらがっちりして、法人が欲しい、今、この時点において、しっかり事業計画書を出し、損益収支案を出して、それで対応をしてきてると思うんですよね。それができてないということです。非常にこの話はちょっと、何ととっても賛成しかねるといふか、疑問が湧いてきて、次から、次から、確かに、利益を目的とする商売ではないと言いつながら、レストラン経営ということで、一応は商い、商行為をするわけですよね。だから、こちらから、今、教育長がおっしゃるように、教育長から見れば、これはある程度、半分奉仕的な気持ちで、建物に空気を通さなきゃいけないから、ただ通すだけじゃなくて、来られる方に一つのサービスを提供しようと、そういう気持ちでレストランでもということ、たまたま公募があつて、それをやろうかと、じゃあいいんだろうというて飛びついたらんと思うんですが、これはちゃんと明確に、公金の使途っていうものは民間の経営に対して、そんなに立ち入るべきではないと、そういうふうにより明確に判断しているわけです。

それは、既存の商工業者に聞きますと、非常に、何なんだと、じゃあ自分たちは一から店をやるのに、いろいろなところで計画書を出したり、あるいは担保を取られたり、あるいは保証人を立てたりして、数百万かわかりませんが、借りる、出します……それだけの苦勞をしながら資金を集めて、それから一から商いをスタートしておるわけです。こういうことをやっぱり、やってるのが今の既存の商工業者、こういう方たちが今、このことを恐らく知りますよ、今から。その場合、どういふ反響があるのかということをよく考えられて、このことは考えなきゃいけないと思います。

だから、建物に空気を入れて建物を守るというならば、むしろそれだけで、あるいは入館される方に展示室を見せるだけのほうが、むしろすっきりするし、それから行って1人、その奉仕的に守る会の方が奉仕でやってくれるというなら、留守番で行ってそのことをするほうがすっきりします。そして、水道光熱費があるなら、そこに、若干の町として補助金を出すと、そのほうが非常にすっきりするんじゃないかと、そういうふうにより思うわけです。だから、今ここに純然たる商行為が入ってくるということにより非常に、もう少し慎重に考えなきゃいけないなど、そういうふうにより思うわけです。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御意見ありがとうございます。確かに、議員さんの言われるように、そこで商行為が、まあ、儲かる、儲からないは別として、発生するということは、否めない事実かなというふうにより思います。ただここで、儲けようという形での商行為ではないというふうにより、先ほども申し上げたところでございますけれども、

要はこの文化財としての価値を損なわない形で、いかに、また、よそからも人が来て見ても（ ）ない建物に維持をしていくか、そういった中で今回のこういう方法を示したところでございますので、ただあけて閉めるだけの建物としてこれを利用したのでは余りにももったいないなというところが一つあります。

それから、先ほど岡田議員さんのほうからもありましたけれども、堀庭園の本宅のほう、いわゆる庭のある側との連携をここでつくるためにもひとつ、喫茶、レストランというアイテムは生かされるのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、建物自体に備品をそろえる、こういった意味合いの中で、このレストランについても備品をそろえていくというふうな理解をしております。

当初は、農林補助を当てにして購入するという予定にしておりましたけれども、農林関係の補助が今年度から制度が変わったということで、備品が対象にならないということから、こういう形をお願いをする形にさせていただいたわけですが、結果的には、建物全体が町の施設でございますので、町の施設に町の備品として物をそろえる、その理解の中で今回も備品をそろえていきたいと。で、そのそろえた後の中で、その建物全体の管理をうちが委託をする場所と団体、守り活かす会のほうに、その場所を借りていただくと、そういう形の中でレストラン部分については整理をするということで、計画をしておるということで御理解をいただいたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからは、いわゆる民間団体に公金を投じるということの考え方について、少々お話をさせていただきたいというふうに思っております。

まだ、確定的なことが、きょう時点で申し上げられないので、そこがちょっと我々としても言いづらいところもあるわけですが、今回、この厨房関係含めた備品の資金については、国のメニューを探しているというところでありまして、前回もお話をしましたけれども、総務省にも行ってまいりまして、こういう応援をさせていただく制度はないものかということも直接具体例を出して、お尋ねをしてくれているというところがあります。で、総務省が現在、平成28年度分を今から具体的なスキームをつくる、事業をつくるという段階ということなので、現在、確定的なことが申し上げられないわけですが、ただ現在、地方創生関連の動きの中で、総務省もこの地域の自立応援施策ということで、さまざまなメニューを考えているというところがあります。

例えば、条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業というのがございまして、これは小さな拠点の形成に向けて、中山間地域において地域のコミュニティスペースをつくったり、高齢者への外出機会の提供をしたり、それから、地域の活性化でカフェやレストランの運営というところ、この実証事業に対しての補助金というメニューがつかれるかどうかというような検討をされておりますし、また、どちらかということ、今回の畑迫のについては、こちらのほうが可能性としては高いかと思っておりますが、地域運営組織ということに対しての総務省の応援メニューでございまして、これは、

それぞれの地域住民が自発的にその地域を活性化をしていく、そういうために、これは自治会という単位でなくても自発的な任意のグループをつくってでもいいということでありまして、そういうことで何かまちづくりをしていこうというときに、それにかかわる経費をまずは町が出して、その分を最終的に特別交付税で補填をしようと、そういうような計画もあるというところでございます。

で、私が、もう一回繰り返しになりますが、このたび町のほうで、この公金を民間団体に応援をしようという考え方というのは、まさにこの総務省がやる、そういう地域の自発的な取り組みに応援をする、そういう考え方、まさに地方創生の考え方になるわけですが、そうした観点から、この民間団体であっても、このたびは畑迫の中心に住民の皆さんが盛り上がって組織をつくってやるという活動でありますので、それを公金を投じてでも応援をしていこうという考え方で願っているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 私も今回のこの件が出るということで、改めて、現地もちょっと見させていただいたところでございます。現地を見て、私も一番感じたのはこの建物、大変修復されて、きれいな建物になっております。このせつかくの修復した建物を、私も資料館として使う。これは本当にそういったことで使うということについては必要なことであるというふうに感じました。

一番問題は、ずっと出ておりますように、この中にレストランということを設置をしていくということが、一番の、私はこれがどうかというふうに思っております。やはり、いろんな手術室とかベッドとか薬品、そういったものを展示しておるものを見た後で、本当にそこで楽しく食事ができるのかどうか、その辺を非常に感じます。やっぱり食事というのは、いろんないい景色を眺めながら本当に楽しんでやるのが食事であるというふうに、私は思います。それが、この場所で本当にふさわしいかどうか、そのことは見て、現地を見ても、大変感じました。

できれば、私はそういったレストランというものであれば、堀庭園の前のあたりでも、もっと別な場所で、本当にそういったレストランが必要であるなら、考えるべきではないかなということを見ながら大変痛感をしたところであります。

それと、地元の人が、とはいいいながら、地元の人がそういった会をつくって、これからこの建物を活用していこうということでもあります。私も小さな拠点づくりということで、地域が活性化するという、そういったことについては十分応援をしていきたいというふうには考えておりますが、このレストランについて考えてみますと、どうしても本当に地元の人がそこを借り受けて運営していくというのが、本当できるのかなと心配もしております。かえって、大変な地元のお荷物になるとか負担になるようなことにつながってはいけないというふうにも感じておりますが、そのあたりが本当に地元の方がどういうふうな、本当に熱意を持って考えておられるのかということも、ちよっ

とまだ、私もわかりませんが、まずこの守る会という会でございますが、どれぐらいの人数でどういったところの方がこれに入っておられるのか、そういったところをまず聞いてみたいと思いますし、恐らく畑迫地域にもまちづくり委員会とかそういった組織もあるわけでございますが、そういった中での協議もされているのかどうか、そういったところがまだ明確でも、もう少しその辺をお聞きしたいということと、やはり町が委託をする、資料館については委託をするということでございますが、このレストラン部分については地元任せであると、地元が借り受けて運営するということですから、全くもう地元だけのことなのか、このレストラン部分についても町が、厨房等は全部はなえるというあとの補正予算がありますが、レストラン部分についてはそれぐらいで、あとの助成とかそういったものは全く考えておられないのか、そういったところの辺までどうであるのか、それと委託料も本当は、どれぐらいの委託料でこれが運営されるのかというのは、私もきょうの時点である程度のこととは当然出てくるべきじゃあるというふうにも考えておりますが、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 会員の、守り活かす会の会員の方ですけれども、たしか26人いらしたか、地域の方を中心ではあります、地域以外からも2人ぐらい会員に入っておられます。で、地域といいましても、畑迫全体の地域というふうに理解をしていただいたほうがいいかなと思います。あそこの西谷とか畑迫白石の地域だけの組織ではないということで、御理解をいただいたらと思います。

それから、まちづくり委員会との絡みですけれども、当然、地域の活動として、まちづくり委員会の中でもその活動はお認めをいただいておりますというふうにはしております。

それから、あとは何でしたっけ。

○議員（5番 草田 吉丸君） 地域の人がレストランということ運営を、本当にどういうふうにご考えておられるか。

○教育長（世良 清美君） この協議をする中で、レストランが今、一番の主体に上がってはおりますけれども、地域として盛り上がりは十分あるかなというふうに思っております。

会員の皆さんがレストランに向けて、どういう体制をとっていくかということは協議をされておられますし、そこのレストランで、要は地域の産品であるとか農産物であるとかそういったものを使っていくというような話もしておりますし、それから、この組織自体が、こちらもちろん協議の中に入っておりますけれども、地域主体で、要は畑迫地域をいかに盛り上げていくかという地域活動の大きな一つとして、ここを捉えていただいております。で、名勝堀氏庭園という、この大きな畑迫の宝をどれだけ活かしていけるかということで、地域全体で盛り上げていこうという活動をやっておるわけでござ

ざいますので、そういったものの一つのアイテムとして、このレストラン部分があるというふうに、私たちは理解をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうからも、地元の熱意というところがございます、熱意という言葉なので、なかなかその言葉で伝えづらいところもありますけれども、私なりに感じている熱意というのを少しお話をさせていただければというふうに、今、思っているわけであります。

畑迫のこの守る会でありますけれども、旧堀氏庭園を守り活かす会でございますが、母屋の整備が終わりまして、その時点からそうした地元の方々が、せっかくのこの大きなお金を投じて母屋のほうがかっこよくなりました、ぜひこれを地域の宝として守ってほしいと、そして活用してほしいという機運が盛り上がり、結成をされたというところでもあります。これまでの間にも、例えば、母屋の周辺の環境整備を自発的に、その活かす会の方々がやってこられておりますし、それから、さらには、いろんなイベントというのを、その母屋を活かしたことをいろんな面で活用させていただいて、開催をしてきていただいているというところがございます。

またそのほかにも、この堀氏の歴史、そうしたものを会の皆さんがずっと集まって、本当に写真を掘り起こすところから始まって、非常に深い研究をされてこられているというところがございます。で、私は、節目、節目でそういう会に呼ばれますので、やはり自分の実感として、ここまで熱意を持って、まさに堀氏庭園の母屋を生かす取り組みをされている地域というのは、ほかにはなかなかないというのを非常に熱意があるということを感じてきたというところがございます。

そしてまた、今回、レストランを運営されるその國方さんのほうも、母屋を使って、母屋というよりも楽山荘も使いながらといったらいいでしょうか、定期的にこだわりの食事を提供をされておられまして、それも一緒に、活かす会がイベントという形でも取り組んでおられるということでありまして、そうした楽山荘や母屋での食の提供というものも、参加者には大変御好評をいただいているということでもあります。

たまたまの話ですが、昨日、一昨日と毎年1回来られますけれども、三國シェフが来られまして、2日間にわたってさまざまなイベントを開催しました。その中の一つ、昨日、楽山荘で津和野の食についての意見交換会というのを参加者の方々とやりまして、そこでお弁当も食べながら、それは、國方さんのつくられたものではなくて、町内のほかの料理屋さんがつくられたお弁当であったわけでありまして、非常にその、やはり楽山荘での食事というのが津和野の今後、PRにもなるということ、それから、やはりこの外国人、インバウンド対策としても非常にこれは喜ばれるというようなことを、三國シェフからもそんなお話もいただいたということでもありまして、今回、畑迫の病院を改修するので、そこでレストランをやり厨房もつくることで、楽山荘や母屋でのまた食事の提供ということが、今後のインバウンド対策というのにも大きく影響して

くると、まさにそこに畑迫地域の地域活性化というものが、大きく可能性として考えられるというようなところでございます。

ですから、今回は國方さんが中心になってやられますけれども、歴史等々守り活かす会がバックアップをして、非常に熱意を持った取り組みの延長でまた取り組んでいこうということで、私としては相当な熱意を持ってこれからも携わっていただけると、そういう思いを持った中でこの事業も進めていきたいと、そのように考えたというところでもございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ただいま、下森町長の話がございましたが、そうすると、レストランのほうは國方さんですかいいね、もうその方がやるということが決まっているということですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 個人が受けるのではなくて、組織として受けていただくと、その中の國方さんは、その中の、守り活かす会のメンバーの一人に入っておられますので、その中の組織の國方さんが中心になって運営をしていくというふうに伺っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 私もこのレストランについての経営収支といいますか、経営そのものが気になる一人であります。なかなか、この病院でのレストラン経営といいますか、そういった形で果たしてどの程度のお客さんが持続的にあるかどうか、これが大変心配なものでもあります。

それと、堀庭園そのもの、本体のほうの前に、喫茶店が現在あります。ここで入館者の受け付け等もあわせながら簡単な食事もできるというふうな形になっておろうかというふうに思っております。先ほど来、本体と病院が連携する中で、お客さんが、その一帯を楽しめるといいますか、そういった契約でもあろうかというふうに思っておりますが、今後、その現存しておる喫茶店といえますか、そこの扱いといえますか、それには今後も変わらないのであろうか、そういったところをまず確認をしたいというふうに思っておりますし、やはり地域がレストランを、地域が受けて経営するという考え方の中に國方さんも参画されるということではありますが、仮に今後、その継続性が保てない事態、経営がなされないと、収支が合わないというふうなときに撤退をされても困るわけではありますが、そのときには地域が責任を持って、やはり新たな人を受け入れるといえますか、そういった対応まで考えておられるのか、また、収支が合わない、人件、採算性が合わないということは、その責任を持って経営に当たられる、今の國方さんそのものが、採算性が合わない自分の手取り部分がないというふうな形になったときに、町としてその補填をどうするのか、そういった要望があった場合の対応、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、この春まで営業しておった古い受付のところのレストランですけれども、この部分については、國方さん、この春まではあそこで実験的にレストラン経営をやっておられましたけれども、この3月いっぱいで一応やめられております。ですので、あそこでのレストラン経営ということは想定をしておりません。

ただ、お茶を出してほしいとか抹茶を提供したりとか、そういった部分は、今ちょっと課題としていただいております、お客さんが来られたときに抹茶提供をしてほしいんやけどというんだけど、そこは営業ができてないので提供できないんですよ。で、そういった部分もここで、全体の中で営業が始まりますと、抹茶の提供等は堀庭園の楽山荘のほうでできるようになりますので、そういった部分のプラス部分もあるかなというふうに期待はしております。

で、今後はこのレストランがオープンしたら、そこが中心となって、先ほど岡田議員さんからありましたが、デリバリーも含めて全体の中で経営をしていくというのをイメージとして持っております。

それから、団体の組織の中での位置づけでございますけれども、もちろん、当初から國方さんをいないものとして運営をするということは想定をしておりませんので、國方さんがおって運営を始める、で、将来的にその國方さんも年をとられて引退をされる時期が来るかもしれませんけれども、そのときには、その組織の中で考えていただくことになろうかというふうに思っております。で、そこで仮に國方さんが組織の中で、その経営の赤字が出る、出んという部分ですが、そこについて町が補填をするというイメージは、今、持っておりません。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） やはり、この畑迫病院の建物を守るために、レストランっていうのをくっつけたのがとても意外なので、いろんな思いが皆さん込み上げてきておられると思って、今、お聞きしておりました。で、病院の施設を見ながら、その食事をするのにハードルが高いなというのは、ちょっとそこは、私は共感できなくて、松江日赤のレストランはかなり繁盛しておられて、座る席がなくて大変だということもありますし、お寺でお葬式したりするんですけど、お寺で薬膳料理とか精進料理とか出されるので、その辺は、私はクリアできるかなと思うんですが、魅力のある食事が出てくれば、で、その観光地で、観光に行って、何か飲んだり食べたりっていうのがくっついてくるのは観光する側にとっても、ただ見て帰るだけよりも付加価値はすごく出てくると思いますが、その先ほど國方さんがおるから、そのレストラン経営がされていくっていうところが、すごく不安を持っています。

その、國方さんだけに頼っているというところに不安を持ちます。レストランの経営がしっかり続けられるか、もっと計画を立てられるべきじゃないかなと思います。この

案、今、レストランを中に入れて、畑迫病院の風通しとかを維持するっていう、そのレストランがあるから成り立っていくっていうところを最初にお聞きしとったので、レストランがもし続けられなくなった場合、どうやってその畑迫病院を維持していくかっていうのが心配ですが、その辺は、今、お聞きしたから、何か策は考えておられるかなと。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） バリエーションは広いほうがいいかなというふうに思っております。レストランがついたほうが、先ほど議員さん言われたようにバリエーションが広がってくると思っています。で、地元のほう、國方さんがその1週間ずつついていないという部分につきましては、彼女の生活もちろんございますので、その辺で1週間ずつつきつきり、あそこにおるわけにはなかなかいかないという状況の中で、レストラン部分は土日、祝日、祝祭日を基本とすると、で、ほかの部分については、喫茶は普通の平日については喫茶でやるという部分なんです。その喫茶の部分では一応、地元のほうでほかのメンバーの方で運営をしていこうというふうに考えております。

ですので、仮に、もうレストランがだめですと、國方さんがもし逃げられた、何年たつかわかりませんが、逃げられたときには、そのレストランはなくなるけれども、喫茶部分については何とか維持ができるんじゃないかなというふうに思っております。そうすると、やっぱり喫茶とはいいながら、厨房はやはり必要になってきますので、その辺はやっぱり機器をそろえた上で運営をしていく、そういうことが必要ではないかなというふうに思っています。

ですので、レストランのいわゆるシェフになる方が、仮に、万が一なくなったときの想定とすれば、地域でやっていける喫茶コーナー部分については、何とか運営ができるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、意外な軽佻な話ですが、レストランができればカフェでやり過ごせるというんですが、今、津和野町の喫茶店がかつて四、五件あったんです。で、今かろうじて1件ようやく残っている。なぜかいうとね、今、喫茶店、コーヒー1杯出すのに、今、津和野町で450円前後取ってるんですけどね、今、まあ御存じのようにセブンカフェって100円カフェ、ものすごくいいんですよ。皆さん、みんなそっち行っちゃう。つまりこれは、自販機みたいなものなんですけどね、自販機も豆をそこでたてて200円ぐらいでドライブインで、よく入られたらあると思うんです。それをおいしく飲んでるんです。だから、人手もないし、むしろカフェでやるんならすっきり、こういう厨房機器入れずに内装だけやって、椅子、テーブルを置いて、自販機をずらっと並べて、御自分で来て飲んでもらうと、これすっきりしますよ。費用も投資する必要ないんです。内装なんて知れてるし、椅子、テーブル

なんて知れてます。冷蔵庫から何からそんな、カフェやるのに冷蔵庫要りませんよ。はい、私は全部やってきてますから、わかるんですよ。

で、今の傾向、山口市あたり行きますとも、朝のモーニング400円です、例のコメダなんかです、わーと出てきてます。喫茶の形式が全部違うんですよ。全てトーストがついたりなんかして、まあ大体もう1,000円以上超えるものは400円程度です。それでようやくお客を引っ張り込んでるんですよ。だから、都会から来られる観光客というのは、そういうのになれてるんです。そこへもってきて、ただコーヒーだけで云々ということは、なかなか考えられん話です。もし、カフェだけでいくなら自販機でも並べられて、こういう投資をする必要はありません。そういうことを申し上げたいなど。

それから、津和野町の現状をよく見られて、回られて、かつてはあった店が全部閉じてます。なぜか、やっていけないんです。だから、そのことも私は経験しながらここに、今、提起しております。なかなか難しいですよ。はっきり……。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） あくまでもそのカフェを中心にやっていこうということではございませんので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。基本的にはレストランを運営をして万が一の対応として、そういうことはできるんだということを申し上げただけだというふうに御理解をさせていただいたらというふうに思います。基本的にはレストラン、土日祝祭日を運営をすると、で、全体の、堀氏庭園全体の運営の中でこなしていくというふうに思っておりますので、御理解をいただいたらというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 初めて発言させてもらいます。いろんな議論を聞かせていただいた中で、どうもそのレストランというイメージが、どうもその経営とお客様、誰かが食べていただける、そういうイメージは当然だと思うんですけども、実は、私、先ほどから話題に上がっております、旧堀氏庭園を守り活かす会の一人のメンバーでもありますので、皆様方のお気持ちも十分お聞きしながら、今から発言しようと思っておりますけども、要は、あの旧堀氏庭園が名勝指定を受けた、名勝を受けたがために国庫の補助金をいただいて母屋の修復、そして、旧畑迫病院の修復がなされた、国の2分の1の補助をいただきながら、県の6分の1の補助も受けながら今日まで来て、私はどういう視点で、この津和野の観光、そして、地域の振興、農業等々その辺の角度からいいますと、津和野の観光の中にどうしても旧堀氏庭園を外すわけにはいきません、今の現状は。

そうして、ならば、旧堀氏庭園をより魅力のある施設として、内外から注目がいただけるようなおもてなしの対応をしないと、ただ建物ができました。外から見ればそれだけで、歴史もわからない、堀藤十郎の歴史、すばらしい歴史が吉見の時代から始まると

るわけでございますから、そういう歴史を語る、聞いていただく、滞在型の観光の最たるものだと私は思っています。

少し長くなりますけど、今、守り活かす会は、質問というよりも、演説といえれば演説になりますが、私はレストランは経営というんじゃなくて、その教育というか食育とか健康に関する、そういう類のものにも通ずる、また、そういうものに持っていかないと、私はだめだと。そのためにはやはり最低限の厨房機器を備えて、そこへみんなが、地域の人も集まることも当然でしょうし。

○議長（沖田 守君） 板垣委員、質疑の時間ですから、その由心得て発言してください。

○議員（11番 板垣 敬司君） はい。

まあ、そねなことでもございまして、皆さん方の視点がどうもその経営とか、運営とかいうことになっておりますが、教育長、町長、そういう商行為という部分ではないということ、大いに私は執行部のほうも申し上げていただきたいと、そのように感じておりますが、町長いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） われわれの考え方も、副議長御発言された趣旨と全く同じ思いでございまして、そういう考え方の中でこの事業を進め、そして集落を応援していこうということでもあります。

全員協議会するときにもお話をしましたけれども、やはり文化財の保存のためには、やはり人が入り活用するということがなければ、この保存というものにはつながっていかないというふうに思っております。

津和野町はありがたいことではありますが、これだけ文化財が多くて、しかしほっとけないからやはりお金も投じて整備をしていかなきゃならない、そのためにもやはり活用ということを考えるわけでございますし、町民の皆さんが自分たちの財産と認めていただける、そこで初めて、この文化財の保存のためにお金を投じることの意義が出てくるんだというふうに思っております。そうした中で、まずは地域住民の皆さんが母屋の時代からこのたびの畑迫病院においても、自分たちのまず財産として盛り上げていこうという取り組みを応援をしていきたいと、それはまさに文化財の保存であり活用であるとともに、集落の支援の、この事業なんだという位置づけの中でこれを進めさせていただいております。

そして、堀庭園というのはもうこれは世界に誇れる、私は財産だと思っております。きのうはまだ紅葉の時期ではありませんでしたけれども、それでも非常に涼やかな風が吹いて、そこにたたずんでいるだけで非常に気持ちがいい場所でもありました。そして、秋の紅葉はもう言うまでもないということでありまして、まさにこれは国内の、皆さんもそうでありましょうが、海外の皆さんに必ずこれは受ける財産だという思いがござい

まして、今後インバウンド対策を進めていく上でも大変な財産、活用の素材になるものだというふうに受けとめているところでございます。

で、基本的に、じゃあ、ほかの地域で商売をされている方はライバル視をされて、なぜそこにお金を、公金をつぎ込むのかという御意見、それは当事者にとっては歯がゆい思いをされるお気持ちもわからないではありませんが、しかし、堀庭園を、畑迫も含めて全体として活かして、インバウンドの対策として活用して大きく外国人中心に観光客がふえていく、そこにはまさに町内の観光地域のお土産物屋がもうあったりあるいは喫茶店もまたもうあったりという、そこにつながるという我々の夢と期待があつてこういう畑迫の病院についても応援をしていこうというような考え方でございます。

今、観光地津和野としては、非常に落ち込みをしております。しかし、それはやはり観光地をされている中での商売をされている方々も、もしこの事業をライバル視されているということであるならば、当然、我々の説明責任もありますけれども、発想を転換していただいて、津和野町全体が観光として盛り上がる一つの施策、これは町家ステイも同じような考え方でやっているわけではありますが、そこに観光客をふやして、同時にそれが町内のお土産物屋、飲食店も含めた観光の活性化につながっていくとそういうふうに理解をしていただくように、我々としても今後は、その説明の努力もしていかなければならないというふうにも考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、この事業、まさに文化財の保存活用と集落の地方創生のための活性化の、使う、そういう事業として進めさせていただきたいと、そういう思いでもございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先般の全員協議会からいろいろ、私も畑迫の方々たくさんの方々の御意見を聞きながら本日の議会に臨んだことであります。

似たようなものとしましては、横道にある柚の里などもそうであります。柚の里も横道小学校が廃校になって、その廃校になった校舎を何とか守り活かしていきたいということで、地域住民の方々が株式会社のような形をつくって、みずからお金を出して、今回ドレッシングで少しつまずきましたけれども、しかし、評価そのものは大変高く、ことしの夏もたくさんご予約が入っております。ただ単に場所が悪いというだけでこの畑迫診療所も人が来ないと言い切るのは早計であると自分自身も思っております。

今回、守り活かす会の方々も、地元畑迫のみならず木部の入り口でもありますので、木部の方々も一緒になって、何とかこの畑迫診療所を地域の中心として守っていきたい

という熱い思いを聞かせていただいたことでもあります。畑迫診療所は畑迫の地域の財産であり、また地域の振興の核と何とかしていきたいと。その中で一つ、守り活かす会の方々がこのところをカフェ、そして楽山荘にもデリバリーをするという、そういう料理をつくる場所としてでも人々に来ていただきたいというその熱い思いの中で出てきたことでもあります。

やる前からこれはだめだとか、これは来ないだと言いつけるのではなく、畑迫診療所を守り活かす会の方々が、どんなにこの施設を自分たちが本当にこう、身を切っても守っていききたいという、そういう思いをたくさん聞かせていただいたことでもあります。

私はやはり地域の方々のこの熱い思いというものを潰すのではなく、やはり町有施設でありますので、町が整備をして、何とか頑張ってこの地域の振興の核とし、そして、この大切な財産として守っていききたいという、そういう地域の方々のその熱い情熱に応えていくべきだと思ひ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 舩文君） いろいろと問題がたくさん出ました。

委託料の件とか事業計画の件、このものが全く決まってなく、これを賛成するのもちよっと抵抗を感じますが、しかしあの、いろんなことを挑戦を全くしなくて、机上、結果が見えないところで、ここで結果を出すというのもちよっと嫌なので、とにかくやってみよう。そして、失敗とは言いませんけど、赤字が続いて、累積赤字が多くなって、例えばですよ、そのときには潔く撤退していただきたいと思っております。

負の大きな遺産にならないように、そこをお願いして賛成といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案の反対者の発言を許します。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 守り活かす会の方が頑張って本当に残そう、活かそうとしておられるということは敬意を表すところで、思います。そうだとするんですけれども、きょうの時点で、その、事業計画書というか、そういうものができていないということが、やっぱり不安です。

で、もちろんこの畑迫病院関連をずっと可決してきた立場であるので、何とかそれを守り活かすことを考えないといけないと思ひます。

で、その中で本当にレストランを運営する人たちがどのような組織でどうやって、今のお名前が一人上がっておりますが、その人の名前もちゃんと入って、きちんとそういう図式というか、そういうものが出てくるものが欲しいです。

ですが、きょうは会期の決定を一日限りとしておりますので、きょうの時点でそれを見るということは不可能だと思ひますので、この補正の額に国庫補助とかが絡んでいないということでもありますので、きょうのところは、私は事業報告書か何か提示された時点で再度議決をしたいという思ひから、きょうのところは反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この畑迫病院につきましては、解体当時から私は果たしてこの病院の組み立てる必要性があるのかというのはずっと思っております。

で、このたびこの畑迫病院の建物が建った以上は生かしていかなければいけないという思いも強くありますし、守り活かす会の方々も一生懸命努力されて検討された結果の案だとは思っております。一方で、まだ事業計画書が出ていないという点、それから、先ほど同僚議員がその、カフェというのが現状、自動販売機のコーヒーでもおいしいものがいただける時代になってきている、そういったカフェの運営については、やはり懸念されるところがあるとおっしゃっておられましたけれども、一方で、メインはレストランであるというお答えでした。しかし、平日は主にカフェであります。

それと、楽山荘の話もありました。楽山荘でデリバリーをすることによって、堀氏庭園が、より一層生かされることになるのも何となくは理解はできるんですが、それも毎日やるわけではなくて、イベント事で使うわけであります。

同僚議員からも、ほかの病院ではもうかってるレストランはあると言いますが、それはあくまで現存の病院であります。これは史跡ですので、そういった人がにぎわって集まる空間ではなく、また木造の空間、そして景色を見ればですね、そんなにその日が当たる場所でもない。そういった状況の中でこのレストランを運営していくというのは非常に懸念するものがありますし、答弁の中で、利益を上げるものではないという言葉にもですね、非常に懸念を感じます。

利益を上げるものではないというのは、サービスを提供する側が身を削って提供する際に利益が上がらなくても、これでお客さんが来てくれればうれしいという言葉であればわかりますが、つくる前から利益を上げなくてもいいんだということであれば、本人たちが一生懸命やろうとしていても、行政がそういう対応であれば、人を呼ぶという努力をする必要がないのかなというふうにも感じ取れました。

商売をする以上、レストラン、カフェを経営する以上は、利益を上げなければ何も生まれないのではないかと、赤字でもいい、風通しが必要だからという理由でレストランを運営するのであれば、僕はやはり必要はないのかなと思ひまして、このたびの契約書の中に、レストラン、厨房の変更契約が入っておりますので、このたびのこの契約については反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回のこの工事変更契約の内容の中に、一部厨房の床の工事費が入ってるということは理解しておりますが、全体のこの変更契約を賛成しないと、これ全く途中で終わってしまったのでは、この秋にオープンをほぼ見越し進めておる全体の計画が頓挫すると思うんですけども、この際、厨房室の床も入っ

ていることが嫌なので反対されるのかなというふうに思いますが、基本的にはこれを反対すると、病院はオープンに行かんのではないのでしょうか。レストランというよりも、病院自体が開設できんようになると思いますので、私はそういう次元で反対をするんじゃないくて、私は絶対これは通すべきだということで賛成討論といたしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件について反対の立場で討論いたします。

当初、この病院組立工事には私は賛成いたしました。ところが、だんだん桁が変わってきております。

これは、この畑迫病院は、明治、大正、昭和と、長く地域医療を支えた畑迫病院の歴史的に、文化財の建物であるということは、誰も周知のとおりであります。

これをやはり、文化財の建物として全面的に保存を図るというふうなことでの改築工事であったと、私は当時、そういう気持ちで賛成はいたしました。が、きょうのいろいろ質問させていただいた中で、将来を見通しました管理運営に対する計画は振興プランの計画運営促進まで、こういったシンクタンク的な位置づけをされるような計画書もない、そうして、だんだん変更契約をされるために改築工事に便乗したレストラン構想が入ってきております。

このような現状の中、管理体制の確立を図って、将来展望に向かっていくべきではないかというふうに私は思っております。もっとこれを熟考されて、現在の状況を鑑みまして、私は本案件には反対討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） はい。次に、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） わかりました。

本日の出席者は11名であります。ただいま採決は5対5という結果に相りました。したがって、議長で判断をさせていただきます。

議長は賛成といたします。したがって、議案第94号、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩をとります。10分。10時55分から再開をいたします。休憩です、暫時。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第4. 議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第95号平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）の請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第95号でございますが、平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第95号について説明を申し上げます。

工事名ですが、平成25年災1034/86号越原橋農道橋災害復旧工事（上部工）でございます。契約の方法は随意契約、契約の金額でございますが、6,055万3,440円。契約の相手方は、津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社でございます。

1枚はぐっていただきまして、仮契約書をつけております。工期としては、平成29年3月25日を予定しております。

資料1枚はぐっていただきまして、位置図の後のところに、詳細平面図を添付しておりますので、こちらをごらんいただいたらというふうに思います。

工事の全体概要といたしましては、まず、右側のほうの橋台とBP-2というふうに橋脚がございますが、これをあわせてまして、26年度予算で施工をしております。

それから、BP-4と左側の橋台、これを27年度予算で対応してございまして、今回、上にかけます上部工について、27年度予算繰り越しでございますが、それで対応するものでございます。

右岸下部工、先ほど申しました、川の真ん中から右側の橋脚、橋台を合わせまして、工事費としましては、補助事業、町単事業でございますが約2,950万円、左岸側ですが3,960万円でございます。

今回、提案をいたしております上部工が6,050万円ばかりでございまして、合わせて、工事費の合計でございまして、1億2,970万円ばかりというふうな工事の内容でございまして。

1枚はぐっていただきまして、今回の上部工についての内容でございまして。

橋梁一般図、そして下に平面図がついてございまして。横断図が右の上についておるところでございまして。

今回の工事概要でございまして、右側の設計条件のところをごらんいただければと思っております。橋名、越原橋、河川が津和野川でございまして。道路の規格としましては、道路構造令の3種第5級というところに該当するということでございます。

これによって、設計の荷重というふうなものがございまして、群衆荷重というふうに書いてございまして、大体1平米で耐える重さが350キロぐらいでございまして。で、四輪車であれば1.4トンぐらいまで走れると、軽自動車走れるぐらいのものでございまして。そして、全体的にはどれぐらいかといいますと、人が、60キロの方が、100人程度は橋の強度としてはもつというものでございまして。

橋種というふうなことで、プレストレスト・コンクリート道路橋というふうなことでございまして。プレストレスト・コンクリートというのは、鉄筋とコンクリートを合わせたものでございまして、鉄筋のまわりにコンクリートを巻いておるというふうなことでございまして。

橋の長さについては70メートル、支間長というふうにあります、橋脚が二つ、別でございますので、3径間あるということで、それぞれの延長が書いてございまして。幅員については2メートル、橋の全幅というふうなことで2.8メートルでございまして、実際のところ車が走れるのは2メートルということでございます。

以上、今回の議案で提案しております工事内容としては、そういう内容でございまして。

前に戻っていただきまして、仮契約書の次のページのところに契約に至りました経緯の関係で資料をつけております。これを説明して、提案理由とさせていただきますというふうに思います。

本件については、平成28年5月11日に告示し、平成28年6月1日に一般競争入札の執行を予定しておりましたが、競争参加資格確認申請書の提出が1者しかなく、通常、2者が最低基準でございまして、入札の執行に至りませんでした。

その後、再度、同年6月9日に告示し、6月30日に一般競争入札の執行を予定しておりました。申請書の提出期限は6月20日としておりましたが、その際に、申請者が2者おられまして、入札が執行できるというふうを考えておりましたが、6月27日付——実際には、28日、文書受理でございまして——入札辞退届の提出がございまして、再度、入札参加者が1者となったために、入札自身を実施をすることができなかつたということでございます。

本来であれば、再度入札を行いまして業者選定を行うというのが筋でございますが、27年度の繰越予算というふうなこともございまして、来年の3月末には、どうしても完成しないといけないというふうな状況でございます。

再度入札を実施するというふうなことになりますと、工期内に完了できなくなるという可能性が非常に高いというふうな状況になりまして、その後対応を検討し、地方自治法の施行令の当該する条項に従いまして、唯一、申請書を提出した会社と、堀建設と随意契約をすることといたしたところでございます。

地方自治法施行令第167条の2に随意契約に関して記載がございまして、9号まで記載がなされております。そのうちの8号のところ、下のところに参考としてつけてございますが、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときというふうなことでございまして、この条項を適用して、随意契約ということにいたしましたところでございます。

ただし、随意契約を行う際に、予定価格その他の条件について、一般競争入札につけました条件についてはそのまま変更せず、6月30日に開札を行い、6月30日に工事請負仮契約を締結したということでございます。

予定価格としては6,055万3,440円、落札価格、同額でございまして、落札率100%というふうなことでございます。

一般競争入札の条件といたしまして、入札に付する事項というふうなことで、工事名、場所、予定工期、3月中旬、工事の概要については、先ほど図面の中でお話しをいたしました内容。それから地域の区分としては、中国5県に営業所があるということを条件に、特定建設業者を指名しております。

そして施工の実績としては、過去10年以内に、元請として橋の長さ70メートル以上の実績があるというふうなことを条件に、第1回目の入札は広告をしております、第2回目になりまして、当然再入札でございますので、仮設工等のところで一部変更を行いまして、本体は変えておりませんが、そのあたりで設計を組み直して、そして施工実績として、過去15年以内、実績の規模としては、21メートル以上というふうにして、公募をさせていただきました。

それと及び、予定価格については第1回目は公表しておりませんが、2回目は公表というふうな形で対応しておるところでございます。

先ほど第2回目のところで、橋の長さを21メートル、そして実績の期間を15年というふうに変更しておりますが、島根県の例に倣うというふうなことで、当初は専門的な知識を有するというので、10年というふうにしておりましたが、島根県の例でございますと、15年というふうなことになっておりますので、15年にいたしまして、県のほうの入札の取り扱いの方針というのがございまして、この中で、こういうふうに入札をする場合に、当該数量の2分の1を原則とするという条項がございまして、

で、70メートルの橋であれば、35メートルというふうなことになるわけですが、ただし書きがございまして、入札参加可能者数や工事内容を考慮して、施工数量程度、あるいは3分の1程度とすることができるというような表現がされております。

このために、70メートルの3分の1を掛けまして、及び「程度」というところがございまして、90%を掛けるというふうなことで、端数を持ち上げて、21メートル以上というふうなことで、より多くの業者の方に応札していただきたいというふうな対応をとった。

ただし、実際に結果としては、1者しかなく、随意契約をするしかないというふうなところになったところでございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） この本契約について、ちょっとお尋ねをいたしますが、津和野町の契約規則による入札の実施であります。これは、ここにも随意契約になった経緯の中で、るる説明をしてありますが、1回目で適用しなかったと。それで地方自治法の施行令第167条の6の規定によって、また第2回の一般競争入札をされたが、2業者であったが、1業者辞退したので1業者になったというふうな御説明であるわけですが、ここにも、説明の中にも書いてあります、津和野町の入札執行要領というのがあるわけですが、この中に、第31条、随意契約がありますが、これは先ほど課長が説明されましたとおり、入札参加者がいないとき、落札者がいないときには、こういった、地方自治法第167条の2第1項第8号に規定してありますように、随意契約を行うことができるというふうな正当な理由があるわけですが、一つお尋ねをしたいのは、津和野町の契約規則というのがあります。

第4章随意契約、これは地方自治法の第167条の2第17条の1項にあるわけですが、施行令第167条の2の規定による契約を締結しようとするときは、あらかじめ第7条の規定に準じて、予定価格を定めなければならないと。これは普通の随意契約のことであろうと思いますが、これは工事の請負、または製造の請負が最高130万円というふうなことが書かれております。

そうしますと、津和野町の入札執行要領と、津和野町の契約規則との整合性はどのようになっているのか、どのように我々は理解をすればいいのか、御説明をいただきたいと思っております。

2点目であります。

工事請負契約の競争入札の参加資格の審査要綱の中に、6条、業者は審査の申請手続、これは14項目あるわけですが、許可、業種、工事種別、工事種類、町のほうではこれらの書類が提出されますと、第4条で資格の確認、第5条で資格の審査、このような手順を踏んで、入札に参加業者を選定されるわけですが、今回のこの越原橋の上部工事について、これは先ほど説明がありました、PC桁でありますね、これは幅員が2

メートルで、高さは750、橋長が70メートルというふうで、これは3橋間、3スパンがあるわけですが、そうしますと、23メートルぐらい橋間の間のあれがなろうと思います、23メートルが3カ所ということになろうと思いますが、この、先ほど説明がありました、プレストレスト・コンクリート、これは（ ）の、あれをされて、コンクリートの圧縮応力を（ ）した鉄筋を使うということですが、これは当然、ポストテンション方式というふうなことになるろうと思います。これは、どうせ課長が工場試験に巡回されるんじゃないかというふう思っておりますが、当然、こういう桁は工場生産になるろうと思っております。

そこでお尋ねしますが、この第2回目に施工実績を調査をされて、今回の入札をされておるわけですが、第1回入札のときには、たしか10年以内に橋長が50メートルというふうには私は聞いておったんですが、今、課長は70メートルちゅうて、たしか言われてたように思うんですが、この越原橋は橋長が70メートルでありますね、そして、それで成立をしなかったから、第2回入札で、15年以内、橋長が21メートルというふうには緩和をされたわけですね。

先ほど、課長、説明をされましたが、ちょっと、あの点がわからないのですが、70メートルの2分の1で35メートルってたしか言われたように思いますが、この当初の10年以内の橋長が50メートルだった場合、これはもう、はなから業者がおらなかったんじゃないかというふうな気がするんです、1者ぐらいはあったかもしれんですが。そうしたときに、15年以内に橋長が21メートルに施工実績を変えられました。そうしますと、この施工実績というのは何段階あるのか。

そして、施工実績を緩和されたら、ほかの業者も一般競争入札に入ってこられると思うんです。そうしますと、津和野の業者で、どのぐらいが該当するのか。これは恐らく、一般競争入札ですから、県内、よそからも入ってこられてると思うんですが、津和野の業者にして、どのぐらいが該当するのか。

なぜ私がこのように言いますと、このような施工実績を云々とくられてしまいますと、いろいろ、工事に参加できないわけですね。そういったとき、この前も城山の石垣のときにちょっと言いましたが、このときも、城山の復旧工事は過去10年間の国やら地方公共団体が発注した城跡等の石垣の保存修理工事の実績がないと入れないというふうなことを答弁されております。これは課長さんじゃありませんよ、城山のほうでありますから。全く考え方が同じじゃないかと。

これらの施工実績は緩和されない以上は、建設業者は未来永劫こういった工事には入ってこられないというふうには思っておりますが、施工実績が50メートル、当初、私が間違っておれば指摘していただきたいが、当初は、第1回目は50メートル実績というふうには私は聞いておりましたが、その場合には、どのぐらいの町内業者が該当するのか、わかればお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君）　まずは、地方自治法施行令第67条の2第1項の第1号の関係のことでございます。津和野町の例規の中におきましては、契約規則の第17条、随意契約というふうなところで、第2項に地方自治法上の記載のものを町として決めておまして、工事または製造の請負に関しては130万円というふうになっておるところでございます。

通常の場合に、地方公共団体におきまして、入札というのを基本にするというふうを考えておるところでございますが、とは言いましても、ある程度金額の低いものについては、その地方公共団体の裁量権、問題がなければその中で随意契約ができると。

ただ、随意契約についても、見積入札といわれるものは随意契約に入りますので、随意契約と申しましても、その1社だけで契約を建設課においてはすることはない、行政の中では、そのような対応になっておるところでございます。

ただし、そうは申しましても、入札に付すことが、入札を行うことによって、その事業が執行できないこともございますので、そのあたりのことを、地方自治法上の中で記載がされておるといふふうに考えておるところでございます。第2号について、性質上または目的が競争入札に適しないものをするときというふうな表現もございます。

今回、災害復旧工事の関係についても、名賀川の河川災害助成事業の関係の農地災害の工事についてでございますが、この関係も随意契約ということで、今、その河川の助成事業を実施する業者に、水路とか頭首工、井堰とか、それから堤防に隣接します水田については、随意契約ということで契約締結をさせていただいておるところでございます。小さい金額で申しますと、十何万から、高いものは1,500万円ぐらいまでございます。

このあたりのことについては、今申しました、施行令の中の6号というものがございまして、競争入札に付することが不利と認められるときという条項がございまして、このあたりを適用させていただいて、同一業者でとにかく施工するということが、工期も短縮ができますし、円滑に工事が進められるというふうな形で考えて、随意契約をしておるところでございます。

今回、本来であれば、3回目の入札をすべきところであるというふうには考えておるんではございますが、どうしても来年の3月までに完成をしないと、国から有利の補助金をもらっておりますので、4月に入って繰り越しということになりますと、どこかで工事を打ち切って、そして町単の予算をつけないといけない、これを避けたいというふうな思いの中から、最終的には、随意契約というふうな、再入札をしても落札者がいないということで、このような対応にさせていただいたところでございます。

それから、緩和の関係ですが、入札参加資格の条件緩和に関してでございます。

本来であれば、津和野町自身でそういう内容を決めておればいいのですが、なかなか、そこまで職員体制もそろっておりませんし、専門的な知識を有しないところもございまして、今回、1回目の入札が終わって業者がないというふうな状況になりました。

当初、想定しておりましたのは、大手のプレストレスト・コンクリート建設業の業者の方を、基本的には想定をしておきまして、そういうところが入っていただいて、受けていただければ、専門的なところでございますので、仮設工事については町内の業者がされるのではなかろうかというふうに想定しながら、建設課としては考えておったところでございます。

しかしながら、応札が1社しかないという状況が発生をいたしまして、その後いろいろと情報を集めたところなんですけど、やはり震災等の関係で、大手業者はなかなかこちらに来てやるようなことにならんと、規模的にもそこまで大きくないというふうな状況もございまして、それではどうするかというふうなことで、いろいろ担当のほうで調べたところでございます。

一応、県に準じて行うというふうな基本的スタンスがございまして、県のほうでこういう場合にどのようにするのかということで、県のほうに照会をかけさせていただいて、今先ほど申しました、緩和として、2分の1とか3分の1とかっていうところがございました。

今回、2回目で2分の1というところの適用をした場合に、本当にあるのであろうかというふうな不安もございまして、2回目がもう最終であるというふうな思いもございまして、一番最低のところの3分の1というこの基準、そして程度という表現で90%を掛けるというふうなことで、一応、21メートルというものをを出してきたところでございます。

第1回目の一般競争入札についてですが、同じ橋と同じ長さ70メートルというふうに、私は記憶しておきまして、70メートルのところを、緩和措置で21メートルまでするというところでございます。

で、町内業者で、どの程度、こちらの対象者がおられるかというふうなことでございますが、今、災害復旧工事の関係、吉賀町の業者も入っておられて、その辺の、本当は情報も入れてこないといけなかったんですけど、なかなかその辺のところが入ってまいりませんでしたけど、町内の業者で想定できるのが2社、特定建設業を持っておられるところで2社というふうに判断をしておきまして、ただ、これまでの例を、うちの担当の中で、どこがどこをやったかというふうな中で確認をしておいて、それじゃ、全部、総体で把握したかというところ、そこまではしておりませんが、2社は最低かかるんではなかろうかというふうな事前の予測はしておいたというふうなところでございます。

とにかく来年の3月までに工事を済ませないといけないという命題がございまして、今回、このような対等をしておるといふような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さん、もう1点ほど、ちょっと教えていただきたいんですが、施工実績について、当時は、この橋がもう70メートルちゅうのはわか

っておられますよね、設計段階で。橋長が、スパンごとの延長じゃないと思う、橋長が70メートルで、当初はありましたね。

その中で、50メートル、その誰かが入札ですよ、10年以内に橋長が50メートルというふうに、私は、ちょっと聞き間違えたのかもしれませんが、課長、今70メートルって言われましたね、70メートルと50メートルでもええんですが、これに該当しなかったということになりますと、そうすると、今度は幅を広げて、第2回目は15年以内で橋長21メートルというふうにされたということは、それだけ、一般入札、参加がしやすいというふうに考えていいんですか。

この橋長が21メートルになったわけでしょう、長いものを短くされて、それだけの実績があれば、一般競争入札に入ってこられるということなんでしょう、そういうふうに理解してええんですね、言うところわかりますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 済みません、総務財政課長のほうが、一般競争入札の関係を担当しております、今、書類を確認しました。私が申しました、70メートルという第1回目の数字というのは間違っておりました、50メートルということでございましたので訂正をさせていただきます。

第2回目についてですが、3分の1まで下げたというふうなことで、当然、そのことによって、町内業者もそれ以上の実績があれば入ってこれるという判断のもともございますが、ほかにも吉賀町なり益田、島根県内も含めて、そういう実績をお持ちの町内だけを特定したのではなくて、中国5県の中で、どなたかが入っていただけないかと。そのために、そのハードルを下げたということございまして、結果的には、町内業者も当然入ってこれるという格好になると思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ちょっと教えていただきたいんですが、この随意契約に際しまして、このたび、落札率100%、予定価格と落札価格が一致してますよね。

この前は、随意契約に決まった場合は、すべからく、ほかの契約書も予定価格、落札価格がほとんど100%一致するわけなんですか。

それとも、予定価格は個々で変更してはならないとなっておりますが、予定価格はこちらが持つってですね、一応、その前に業者に見積書っていうんですか、そういうのを入れさせて、もし低い価格が出たとしますと、その場合は、低い価格で請け負わせるということ是可以するんですか。そこら辺、ちょっとどうなのか教えてください。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 今回、第1回目の入札のときには予定価格は公表しておりません。2回目で予定価格を公表しております。

予定価格の公表についてですが、平成25年災に係るこの災害復旧工事でございます、当初の災害の被災調査をしたときに、島根県の管理する施設を含め、砂防、治山も

含めて、約100億円ぐらいの規模になるというふうなことがわかったところでございます。

津和野町においても、約20億ちょっとぐらいの災害復旧工事を出さないといけないというふうな状況もございまして、これを当初は町内業者だけで入札を行って、実施をしておったんですが、その際に、やはり大きい会社もありますけども、そうでない会社もあるというふうなことで、事務的に一度に入札を出すわけですけど、とても積算をする時間が間に合わない。

全てを実際は積算をして、どれを取るかというふうなことで、業者のほうは当然されると思うんですけど、金額的にある程度事前に公表していただければ、特定、当然受けようとする工事については積算をしていかないとはいけませんけども、事務的にそこが軽減をされ、会社としても受注をしやすいというふうな状況になるというふうなこともございまして、このあたりのところ、建設業界からの申し入れもあって、災害復旧工事については、津和野町としては、一応、予定価格については公表するというふうな対応をとっておるところでございます。

積算については、当然、国から示された基準がございまして、これを職員が積み上げをして、そして、積み上げたその金額でいかどうか査定ということで、国のほうから、農水省、建設省、国土交通省、それと財務局も一緒に来られて、その設計書の中を見ていただいて、これは実際に工事費として過大であるとか、これは低すぎるのもうちょっと上げて、この子細のところを、もうちょっと広げたり、狭めたりというふうなことを現場で確認をして、個別に事業費は出ております。

ただ、この査定というのは、また、すごい災害が多くて、簡単にできる、その単価を入れて計算もすることも可能、今回のような激甚の場合。実施設計のときには、一つ一つ、全部これを拾ってきて、そして設計書を改めて組んで、それぞれの県の事務所に、こういうことでやりたいんですが、どうでしょうかというふうなことで伺って、OKが出たものを全て入札をしているということでございます。

ただし、通常、建設のその単価の中に入っていないものについては、見積もりを徴収しないといけませんので、3社ぐらいから取り寄せて、その中で安価なもので、このものをこっちにいれましょうということで別個に入れる場合もございまして、業者が積算したものを予定価格の設計書として使うことはないということでございます。（発言する者あり）

済みません、予定価格に関してでございます。

予定価格については、その設計額があって、予定価格、町長が決められて、その予定価格より上の場合には、当然、不調、契約になりませんが、もう実際に予定価格公表しておりますが、その金額で入れられるか、もしくは千円を切ったり、一万円を切ったり、十万円を切る場合もございまして。それによって、入札によって、安価な最低制限価格を

下回らない限りには、その業者と契約をするというふうな形になっておるところでございます。

ちなみに、随意契約の130万円の見積入札についてですが、安価なものについては設計をしない場合もありますし、設計をする場合もあると。建設課においては、全て職員が設計をして、それによって対応しておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 要するに、このたびの災害の件に関しては、あらかじめ、こちらが予定価格を公表していると。だから、それに対しまして、業者もそれに一致したような数字を持ってくると。だから限りなく100%に近いと、それはわかりました。

私がもう一つ質問しましたのは、ほかの、災害には関係なく工事がありますよね、その随意契約に決まった場合は、その場合は、その業者は予定価格は公開せずにおいて、業者に先に見積もりをさせて、そして出た金額が予定価格より低い場合は、最低価格より上ですよ、その場合は採用するということもあるんですねと。すべからく、全て100%ということはないですねと、そういうことを聞かれた。

だから、この100%というのは、災害に関してだけ考えればいいわけですね。随意契約だったら全部100%で、予定価格と落札価格、一致してるという、そういうことではないですね。災害の場合だけは100%、公開をしますから、そういうことを聞いたかったんです。平素、災害をのけた工事に関しては、随意契約でも100%でなくなる可能性がある、それはありますね。わかりますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 濟いませぬ、聞き漏らしてございまして、基本的に予定価格を公表しておるのは、25年災のみでございます。27年災で林道もございましたり、今回、28年度災害も申請をしないといけないというふうに考えておりますが、これは予定価格を公表する考えはございません。

ほかの一般の工事についても、予定価格については公表する考えを持っておりませぬ。あくまでも平成25年災に係る特例というふうに考えていただいたらと思っておるところでございます。

落札率の関係なんです、こればかりは、通常の場合は、100を下回る場合もございませぬが、ぴったり場合もないことはないんで、必ずしもないとは言いきれない。予定価格どおりに入る場合もあるので、どうかと言われても、うちのほうではわからないので、たまたま、そういう場合もあることがある。多くの場合はないと思うんですが、それじゃ、それがどうこうというのは、うちのほうではわからないというところがございます。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほど、後山議員のところでお説明がありましたが、できれば私も、随意契約というような形ではなくて、競争入札で、それも先ほどお聞きしておりましたら、県に準じて緩和して、第2回目は15年以内の21メートル以上の工事ということでありました。

先ほど、後山議員も言われましたが、その経験がなければ入っていけないということは、経験がない業者というのは永久に入っていけないという、この辺は県に準じて行ったということでは理解できないこともないわけではありますが、その工事の安全性とか、そういう意味でということでありましようけど、これをもっと緩和したりすることはできないのか。そういうところをお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） おっしゃることは、十分に理解ができます。ただ、課員といろいろ話したりもしておるのですが、上部構造自身が特殊なものでなかなかそれに対応するというのであれば専門性があるという判断の中で、今回は、そういう過去の実績についてうたわせていただいたところでございます。

今後は、どうかというふうなところでございますが、まだ発注はしておりませんが、川尻のところへ新々原橋というものがございまして、この関係が5,000万ちょっと切れるところへございまして、消費税を込めてですね、議会の承認までは至らないのではなかろうかと、変更があつて5,000万を超える可能性がございますが、この関係については、今、上部工、下部工を含めて、特定建設業者が4千万というふうなところがありますけれども、4,000万までほかに発注をする、自分のところで、人をお願いするのが4,000万を超えないというふうなこともあつて、この関係は、今まだ決まっておりませんが、建設課の考えとしては指名競争入札で町内及び課長もお願いしていますので、そのあたりのところで発注をしたいと、実績をつくるような機会を出していかないといけないというふうな考えがございまして、これは、下部工、上部工をあわせて来年の3月までに実際はこれも完成をしないといけないところでございますが、今、河川協議の関係、津和野土木と時間がかかつてすぐに出せない、本当は出したくてしょうがないですけど、この辺が出せないということで、ジダンダを踏んだような状態がありますが、町としてはそのようなこととっていただければ条件としては、入っていただけるのかなと、ただ、そうは申しましてもなかなかそういう工事が無いので、申しわけないというふうなところはございますが、一応、今の段階では、そういうふうな考えでいるところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 6月30日の一般競争入札の2回目のときに、もう一つ業者が参加されたということですが、一度は。もしそのままいけば、競争入札で終わったのだけれど辞退されたというのは、辞退の理由とか、もしわかれば教えていただければ。

- 議長（沖田 守君） 総務財政課長。
- 総務財政課長（福田 浩文君） 辞退の理由でございますが、辞退申請、書類は、提出されたわけですが、その中には、そういった理由等書いたものはございませんでしたので、理由等についてはわかりません。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） 実際のところ、申請は出されたのですが、県内の業者に対して、その経費の確認とかはしてないというふうに聞いておまして、どこでそれではそれを調達するのかなあと、うちとしては心配していたというところで辞退届が出たので、そうなのかというか、確認していないので、そこまでなかったのかなあと、うちでは判断をしたところでございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第95号を採決します。
本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第95号平成25年災1034／86号越原橋農道橋災害復旧工事(上部工)請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第96号

- 議長（沖田 守君） 日程第5、議案第96号、平成25年災1055／86号下河内橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負契約の締結についてを議題といたします。
執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（下森 博之君） それでは、議案第96号でございますが、平成25年災1055／86号下河内橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。
詳細につきましては担当の課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（田村津与志君） それでは、議案第96号の説明をいたします。

工事名、平成25年災1055/86号下河内橋農道橋災害復旧工事(上部工)でございます。

契約の方法については、随意契約、契約の金額5,167万6,920円、契約の相手方、津和野町枕瀬575番地9堀建設株式会社でございます。

1枚はぐっていただきまして、仮契約書を付けておりまして、工期の関係については来年3月25日としているところでございます。

1枚、2枚とばしていただき、実施設計書を付けております。こちらの関係を見ながら、工事の概要について御説明をさせていただいたらというふうに思っております。

まず、図面の右側でございますが、橋台の部分について、——すいません——、まず最初に、左側の部分でございます。左側の部分が()でございます。この関係について、左側の方が26年度予算によって対応したものでございます。

それから、右側についてが27年度予算で対応でございまして、真ん中にあります橋脚についても27年度の予算で対応したというふうなことでございます。で、今回、上部工を発注したいというふうな考えでございます。

まず、左岸側の橋台でございますが、この工事費としては、契約額が1,390万円程度でございます。それから、右岸の関係が橋脚も入っていますので、3,600万円程度でございます。合わせて下部工が約4,990万円でございます。上部工が5,170万円ぐらいというふうなところでございまして、総体の工事費としては1億1,060万円ぐらいの全体工事になるというところでございます。

次のページをはぐっていただきまして、上部工の事業概要でございます。一番上のところに橋梁の一般図がありまして、その下に平面図、そして一番下側に断面図が付けてございます。その右側に設計条件というふうなことにしておりまして、橋名については仮称というふうに書いてありますが、——すいません、これ訂正しておりませんが、——下河内橋でございます。

路線の種類としては農道、河川は津和野川、それから橋の種別としては鋼道路橋というふうなことでございます。橋の延長が55メートル、支間長が2径間でございますので、それぞれ同じ長さでございます。それから、幅員については有効幅員が2.1メートル、全幅が2.9メートルというふうなことでございます。従来に架かっていたものを復旧するというので、それまでの幅員、長さというふうなことになっております。

ずっと飛んでいきまして、設計荷重ということで同じく群集荷重ということになっておりまして、人が満遍なく乗れば6トンまでは耐えるというふうなこと、それから同じく平米当たり350キロぐらいまで耐えるというふうなことでございます。

その下に雪荷重というふうに書いておりますが、これが2.73キロニュートンとかいう、平米当たりでございますが、通常の場合に3.5キロニュートンというのが群集荷重でございまして、書いてあるだけで参考までに見ていただければ、これを採用しているものではございません。一応、H工の桁の橋であるというふうな内容でございます。

それで前に戻っていただきまして、資料というふうに書いてございますが、本契約に至った経緯について御説明をして提案理由とさせていただいたらというふうに思います。本工事については、本年5月11日に告示、6月1日に一般競争入札の執行予定しておりましたけれど、競争参加資格確認申請書の提出が第1回目はございまして、入札の執行ができませんでした。その後、再度6月9日に告示、6月30日に一般競争入札の執行を予定しておりましたが、申請書が1社のみからの提出でございまして、最低2社というふうな条件に満たりませんので、入札の執行を行うことができなかったということでございます。

先ほどの越原橋と同様に、本来であれば再度入札をすべきところでございますが、やはりこの工事について、27年度の繰り越し予算というふうなこともございまして、来年3月までにどうしても終わらせないといけないというふうなこともございまして、再度入札を行うと、また時間がかかりまして完了できないというふうなことがありますので、先ほどの越原橋と同様に地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づいて唯一申請書を提出された、入札参加資格を満たした堀建設株式会社と随意契約をすることにしたところでございます。

随意契約に関しては、先ほどの一般競争入札で提出した内容については変更しないということで、入札書の提出を受け、6月28日に開札、同日仮契約を締結したということでございます。予定価格5,167万6,920円、落札額が同額でございまして、落札率が100%というふうなことでございます。

第1回目の入札の際には、工事の規模として、50メートルというふうなところにさせていただきまして、過去10年のやはり同じく実績があるというふうなことのほか、中国5県に営業所を持っておられ、特定建設業者であるというふうな条件を付けておりました。

第2回目についてですが、条件を緩和して施工実績について15年以内ということで、県に準じ、それから、橋の長さについてですが、やはり県に準じて3分の1程度ということで、55メートルの3分の1掛ける90%ということで、17メートル以上というふうにさせていただきました。

予定価格については、1回目公表しなくて、2回目については公表させていただいたというふうな状況でございます。以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 概略、先ほどの越原橋で聞いておりわかるのですが、課長さん、ここも施工実績についてお伺いしますが、これはピシーと行桁とでは、この第2回目の実績内容が変わっておりますね。十何メートルに今度はしていますね。これは何か溝渠とピシーとの差があつてこの橋長の何が変わっているのか、ピシーは確かさっき言われた21メートルでしたね。緩和されて。この分は、確か17メート

ルに緩和されているのではないかと思うのですが、溝渠とそのピシー桁これによってその何が、橋長が変わってくるような県の指導がやはりあるのですか。言うことがわかりますか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 基本的に橋の構造でどうこうというふうなことで、今17メートルというふうにしたものではございません。

実際に下河内橋については、55メートルですのでその3分の1を掛けて、90%を掛けると、17というふうな数字になりまして、単純に計算をして、それによって算出をしたという方でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第96号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第96号平成25年災1055/86号下河内橋農道橋災害復旧工事（上部工）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

.....

日程第6. 議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁）を議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁）、去る7月4日に選定審

査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第97号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。公の施設の名称は、津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁でございます。指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人津和野町観光協会でございます。指定期間は、平成28年8月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁につきましては、街並み・景観を守りながら、観光等の町活性化に資するため、津和野暮らしを体験できる住宅等の公的施設を整備し活用することを目的として、平成28年6月に竣工したものでございます。

指定管理者制度導入に関しましては、公募により導入するもので、平成28年7月4日に開催した、指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を平成28年8月1日から平成31年3月31日までとして、一般社団法人津和野町観光協会を指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定期間につきましては、類似施設の指定期間満了日に合わせるため、初回に限り、2年8カ月とするものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第97号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町まちなか再生関連施設 町家スティ 上新丁）は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第98号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ9,671万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ82億5,531万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第98号を御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で2,010万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

なお、このたびの補正予算につきましては、先般の6月議会最終日の全員協議会で御報告を申し上げます、地方創生推進交付金に係るものと、旧堀氏庭園畑迫病院組立等工事備品購入に係るものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをごらんください。

総務費の総務管理費でございます。地方創生推進事業費といたしまして、総額で8,923万8,000円を新たに計上しております。内訳でございますが、まず、つわの暮らし推進課所管分の報償費といたしまして、地場企業のIT化を促進するためのIT活用セミナー講師謝金100万円、旅費といたしまして、同じくセミナー講師に係る普通旅費60万円、需用費といたしまして、IT人材育成事業紹介パンフレット印刷製本費100万円、委託料といたしまして、IT人材育成施設工事の設計監理業務委託料200万円及びIT分野での就労を目指す方に対する学習環境提供のためのIT人材育成事業委託料1,000万円、工事請負費といたしまして、IT人材育成施設の工事請負費2,000万円、備品購入費といたしまして、IT人材育成に係りますパソコン等の機械器具費450万円、それから負担金補助及び交付金といたしまして、事業者及び個人を対象にしました企業誘致促進補助金、合わせまして1,035万円を新たに計上しております。

次に、商工観光課所管分の委託料といたしまして、カフェ等及び広場、トイレに係る基本計画策定業務委託料600万円、実証実験及び調査委託に係る日原賑わい創出拠点づくり事業委託料300万円、工事請負費といたしまして、敷地内の擁壁設置や段差の埋め立て等の日原賑わい創出施設整備工事請負費1,950万円、それから備品購入費といたしまして、古民家部分の備品購入に係ります機械器具費400万円を新たに計上をしております。

最後に、教育委員会所管分といたしまして、1枚めくっていただきまして、14ページでございますけれども、委託料といたしまして、図書館移転に係る図書館基本計画策定業務委託料550万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、16ページ、教育費の旧堀氏庭園管理費の備品購入費といたしまして、畑迫病院厨房等機器及び家具購入に係る機械器具費787万9,000円を計上しております。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

地方交付税でございますが、普通交付税3,200万円を増額をしております。

国庫支出金でございますが、総務費国庫補助金といたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る地方創生推進交付金4,461万円を新たに計上をしております。

町債でございますが、総務債の過疎対策事業債としまして、日原賑わい創出拠点づくり事業に係る観光レクリエーション事業970万円。次に、一般単独事業債といたしまして、IT人材育成施設工事に係る合併特例1,040万円を新たに計上をしております。

以上でございます。

なお、次年度以降の内容を含めまして、担当課長より補足の説明をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、今回の補正予算のところに関連いたします地方創生推進交付金について、先般の全員協議会での御意見等踏まえた中で、3年間の見通し等も補足として説明をさせていただいたと思います。

議案のほかに、お手元のほうに資料といたしまして、地方創生推進交付金の概要ということで、つわの暮らし推進課分については、この資料で説明をさせていただいたと思います。

地方創生推進交付金につきましては、今現在、申請をさせていただいてるところでございますが、まず、1番目として計画の対象事業でございます。地方創生事業全般ということで、本町の場合は今回2事業、この対象事業として申請をさせていただいたということでございます。

2番目として、地方創生推進交付金のタイプごとの選定条件等でございますが、今回補正予算で計上させていただいております、推進交付金のタイプでございますが、先駆

タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプということで三つの種類ございますが、横展開タイプということで申請をさせていただくものでございます。

対象事業分野は、地方版総合戦略に位置づけられた取り組みのうち、先導的なものということで、つわの暮らし推進課分としては、ITの人材育成ということになります。これ、縦にずっと見ていただいて、事業計画期間、下から3番目のところになりますが、これにつきましては、横展開タイプについては3カ年以内ということになっております。

その下の1事業当たり国費上限目安ということで、市区町村については2,500万円ということで、これ2分の1ということになりますので、総事業費につきましては、5,000万円が対象ということになります。

申請上限につきましては、市区町村2事業ということで、商工観光課所管の事業と合わせて2事業、トータル的には1億円上限の総事業費、5,000万円の助成金ということになろうかと思えます。

これにつきましては、申請条件というのがもう一つございまして、28年度当初予算または6月補正予算または9月までのところで、臨時議会で承認をされた事業ということで、申請ができることとなっております。

今回、歳入として見込んでおります、地方創生の推進交付金については、9月のところで内示を受けるようになっておりまして、現状的には、まだ国からの内示がない中で、予算計上ということになります。先ほど御説明したように、承認されたもので交付申請するということになっておりますので、この点については、そういった経過の中で提案をさせていただくものということでございます。

今現在、島根県内では、この三つのタイプ合計合わせまして、六つの市町村から申請が上がっているという情報になっております。全国では604の地方自治体、団体が申請をしております、627事業190億円、今現在のところ、申請があるということで聞いているところでございます。

そういった経過の中で、裏面のほうに、つわの暮らし推進課分の企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業ということで、事業計画のフロー図を載せさせていただいております。本町が目指すIT人材のスキルアップ事業でございますが、1点目に環境整備でございます。先ほど御説明をさせていただきましたように、高津川清流館の会議室86平米になりますが、そこをITの教室が実施可能なようにフロアの改修等、行わさせていただく計画でございまして、その辺の環境整備、それからIT人材育成ということで、3カ年をかけて基礎学習、専門学習というようなステップアップするような学習計画を、今、立てているところでございます。

委託料として、先ほど御説明しましたように1,000万円、これについては、この基礎学習を習得するための学習の委託ということになります。

28年度については、この基礎学習のみを今回、行わさせていただきたいということと、下のほうに書いてあります遠隔学習でございまして、これ在宅のほうで学習をして

いただくということで、オンライン学習等というふうに記載をさせていただいております。そういった中でITの人材育成をしていこうということと、もう一つの柱が、地場産業のIT化ということでございます。これにつきましては、環境整備の補助金、これは町内企業が、ITの、企業の情報化をするために環境整備をした際の補助事業、それから、雇用奨励金ということで1人当たり30万円ということで、今、計画をさせていただいております。雇用奨励金につきましては、企業のIT利活用を目指す際に、必要な技能を有した人物を雇用した企業に対して、補助金を交付するものということでございます。

それから、創業の補助につきましては、ITを活用した創業を行う方に対して、初期経費相当分を補助するというような考え方の補助でございます。

それからIT活用セミナーにつきましては、町が主宰をさせていただきまして、企業向けに、こういった活用セミナーを行っていききたいというのが、大体、事業の概略ということになっております。

2年目、3年目につきましては、専門学習等も取り入れて、ここで学んだ方が働けるように、就職されるようにということで、この事業を展開していききたいというふうに考えております。

国の事業でございますので、目標数値というのを定めております。28年度につきましては、誘致企業1社、それから雇用数3人ということで、この数字については、今あるところから、さらにというところで目標数値として設定をしております。平成29年につきましては、誘致企業3社、雇用数が9人、平成30年度につきましては、5社、それから9人ということで、目標数値を立てまして、このIT人材スキルアップ事業による企業誘致というのを進めてまいりたいというふうに考えております。

つわの暮らし推進課分については、以上でございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、失礼をいたします。

日原賑わい創出拠点づくり事業に関します3カ年計画について、同様に御説明をさせていただきます。

まず、事業の目的でございますが、経済的にも活力的にも沈滞ムードが漂っております、日原中心市街地を地域の住民と連携して地域の資源を継承し、ビジネスや新たな地域活動を生む創出の場となる拠点として整備したいというところでございます。

目的を達するためには、人がまず集まりやすい施設サービスを集め、平日等の日常時は文化・健康等活動を通し、住民を中心とした生活基盤の向上や伝統文化等を継承する学習の場などに寄与するものとしたいということでございます。

また、休日・イベント等の非日常時に関しましては、観光・文化等の創造的事業により、町内外から幅広く人を呼び込み、人的・経済的交流を促すものとしたいということでございます。

以上によりまして、この拠点エリアを活用することで、津和野町日原地区の活性化・再生、ひいては町内全体の活性化に寄与していきたいということでございます。

続きまして2番、賑わい創出拠点づくり事業の効果につきましては、この地方創生推進交付金の中の交付金業績評価指標というのがございまして、その中では、まず一つ目が、津和野町日原中心街の小売・卸売販売額の実績の維持向上を目指したいということが一つございます。

続きまして②日原中心街における新規創業者数及び後継者支援実績、新たな創業もしくは後継者に対する支援を、このエリアも活用することで行っていきたいということでございます。

③番目は、賑わい創出拠点エリアの利用者数の実績、古民家部分、またカフェ、庭部分、エリア部分、また図書館等々もございまして、そういったところ全体を使った利用実績を伸ばしていきたいという考えでございまして。

続きまして3番目、賑わい創出拠点づくり事業の施設整備スケジュール、おおむねハード系の工事費のみで大体、スケジュール感を御理解いただけたらと思ひまして、以下のように上げております。

まず、①平成28年度計画としましては、既に実施設計等に入っておりますが、古民家改修工事を3棟について行いたい。これ3月末を予定しております、工期的に一部29年度に工期を分けて行う必要が出てくるかもしれませんが、これにつきましては、社会資本総合整備事業を活用しまして、工事費5,200万円で計画をしております。

続きまして、空家除去（用地確保）工事2棟ということで、これにつきましては、図書館棟のエントランス部分の用地と及び中庭内にある、今回、活用しない水津邸のお風呂部分についての解体等を予定をしております、工事費おおむね307万4,000円ということにしております。同じく3月末までということにしております。

続きまして、今回、補正をお願いをしております、地方創生推進交付金関連で、駐車場・堀・庭基礎造成工事業費ということで、1,950万円を予定をしております。同じく3月末を予定しております。

平成29年度につきましては、新設建物ということで、カフェ、広場、トイレ工事を地方創生の交付金の枠内では2,500万円程度、総事業費とすると6,000万程度になるのではという思いでございまして。このあたりにつきましては、今後より精査をする中で若干の、当然、変更も出てくるということは織り込んでおります。これについては、30年の3月末を予定しております。

続きまして、30年度につきましては、これは教育委員会関連とはなりますが、図書館の移転工事ということで、地方創生推進交付金については、より有利な財源ということで、2,500万までは、この中でハード関連ということで見ております。

総事業費とすると、まだまだ概算ではございますが、総工費として1億3,000万程度ということでございます。

平屋2階建てとなりまして、2階部分については、賑わい創出商工観光課関連でも利用を考えておるといふことでございます。これが、平成31年3月末予定でございます。

さらに、周辺のエリアイベント・サイン関連工事、これについては、現在では導入補助事業等の有利な財源を導入はしたいと思っておりますが、まだ確定はできる状況ではございませんが、工事費2,000万程度で考えております。このサインにつきましては、以前より御指摘のございます、それぞれ日原中心街に入る、二つあるアーケードと申しますか、ゲート部分等の内容についても、このあたりで考えていきたいというふうを考えております。

4番につきましては、賑わい創出拠点づくりの交付金関連で上げてる事業でございます。先ほど申し上げました、ハードにプラスしまして、ソフト系の事業がそれぞれ網羅をされております。これにつきましても、まだまだ申請を、まず有利な財源を確保するというところで、申請段階で、概算であくまでも計算をしておりますので、今後の中では、また見直し等も出てくる可能性はございます。

それぞれ図書館移転が572万、これは教育委員会として今回、予算化をされておるものでございます。新設建物について、先ほどございましたが、基本計画策定で600万、賑わい創出拠点運営準備、備品購入費で400万、賑わい創出運営準備、これについては推進協議会の運営費ということで100万円程度の補助を考えております。次に、運営協議会において、実証実験やまた調査等についても行っていただきたいということで300万円、それから拠点事業づくりの先ほど申し上げました、整備・造成関連で1,950万と、合計3,922万ということでございます。

平成29年度につきましては、図書館移転基本・実施設計ということで、1,100万程度、さらに新設建物の実実施設計・工事費で、合計で3,000万、これは交付金の中で見ております。賑わい創出運営準備ということで、新設部分の備品購入で400万、推進協議会に、前年と同様に100万円の運営費の補助ということを考えております。この29年度より、中心市街商店街の活性化支援についても、より店舗との連携を深めてブラッシュアップを図っていくことで、さまざまな連携をしてまいりたいというふうを考えております。

30年度につきましては、図書館の移転工事費が2,500万、これも先ほど申し上げましたように、交付金該当分でございます。図書館移転に関しまして備品購入・貸出システム構築費で1,800万、情報発信ツール制作費300万、賑わい創出の協議会の運営費で100万、中心街の活性化支援・魅力化支援で200万、人材育成支援、まちづくり人材セミナー開催等で100万、合計5,000万円ということ、それぞれ予定をしております。

以上につきまして、今後、今回の申請が国のほうで認定を受けた上では、この有利な財源を使って、事業のほうを進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、資料のほうで地方創生推進交付金活用3カ年計画で日原賑わい創出拠点づくり事業3カ年計画の2、平成29年度計画ですね。平成28年度、例のカフェがあるという新設建物（カフェ、広場、トイレ）、28年度は基本計画策定600万と。平成29年度なんです、ここでの新設建物でカフェ、広場、トイレ実施設計・工事費、これ3,000万入ってますね。それで、お聞きしたいのは、この平成29年度計画の新設建物、カフェというところに、たしかこれは、でき上がりましたらカフェを運営される方を公募するんだと、そういうことだと思うんですね。

そうしますと、ちょっとお聞きしときたいのは、このカフェはこの工事費3,000万の中で、どういう形で公募される方に引き渡すのか、つまり、これはテナントとして恐らく賃貸借契約を結ぶわけだと思うんですね、公募するというのは民間の人が入るわけですから。そうしますと、このカフェをどういう形で、その空間を公募された方に賃貸借契約を結ぶのかなと。これは今、言いますが、畑迫問題と全く同じですよ。

どういう形で引き渡すかという、私が言うのは、普通、民間はあるテナントを借りるとき、ビルの一角でもどこでも、空間そのまま賃貸借契約するんですよ。入ったオーナーが、経営者がそこを自分の気に入るような備品あるいは厨房器具、そういうことをして店舗ができるような設備は、その入った人が投資するわけですね。

畑迫が今問題になったのは、その問題なんですよ。これは公が今やっているということ、それが問題なんです。このたびこのカフェは、じゃ、どういう格好にするのかと、畑迫と同じように公金を使って、設備を全部して公募して運営させるのか、それともがらんどで一角をそのまま賃貸借契約を結ぶのか、そのどちらなんですか、契約の仕方、この3,000万の。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） そのカフェ部分でございますが、まだまだ今、運営の推進協議会が、いよいよ立ち上がりまして、今後、検討していくということになってくると思います。これまでも、ずっと議論の積み上げの中で、おおむねのおぼろげなイメージは持ちつつ、皆さんもお話をいただいておりますところではございますが、ぜひとも、でき上がった上では、ここが文化、教育、さらには健康づくりや観光の拠点になってもらいたいという思いがございますので、そういった多目的に利用できるカフェになっていけばいいのかなという思いでございます。

その部分では、一つ当然、今後ここを運営する母体としての運営組織ができてくると思いますが、ここに今のおぼろげな計画ではございますが、指定管理という形をお願いをした上で、指定管理者から新たに公募するような形での採択をするというようなことも、一つ方法と考えられると思います。ただ、運営計画を練っていく上で、それこそ今

後、試算等進めていく上で、これが本当に回っていける施設になるかどうかというあたりも、真摯に計算をして精査していく必要が出てくると思います。

そういった中では、その新たに公募をするということも一つございますし、運営組織あたり、一つ今、シルバー人材センターあたりも、今回のこの賑わい創出を考える上で皆さんと一緒に考えていただいておりますが、益田の事例などを申しますと、シルバー人材センターあたりが交流カフェというようなことで、実際そういった形で運営をされているような事例もございます。そういったところも踏まえて、どういった形が一番ベストかということも、今後、考えていくということになっていくと思います。

その中で、備品等の整備については、指定管理者となる組織とも協議をしながら、どの程度まで町として準備をすべきかというあたりも、今後の中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと将来、備品、そういうものを完備して公募すると、そういう可能性もあるということですね。つまり、ここからそういうものを整備して、そういうことですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今後の協議の中で、そういうことも一つ、想定はできるかなと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 17ページの旧堀氏庭園管理費787万9,000円、機械器具費787万9,000円ですけども、前回よりも、全員協議会の時よりも、少し金額が下がっておるように思いますが、その内容について具体的にお知らせいただきたいのと、先ほど、午前中に工事の変更契約の話もありましたが、きょう「旧堀氏庭園の夏を愉しむ」ということで7月23日に企画されておる、そのイベントのチラシをいただきまして、これは旧堀氏庭園を守り活かす会が主催で、そして協力「たべるを」というのが、先ほどお話がありました調理をされる方なのだろうと思っておるわけでありまして、これなどもお茶漬けビュッフェ、自家製シロップのカキ氷等、いろんなおもしろい企画をしておられますが、このような形で旧堀氏庭園を生かしていこうというふうにされておるのだろうかと思うわけでありまして、この機械器具費で入れたときに、例えば今、調理をされる方が私だけではやらないということで、多分、旧堀氏庭園を守り活かす会そのものが、主体的にこのような事業のように、今後も農家レストランをされるのではないかと思います、その内容についてお聞きしたいと思います。

かなり、このようなチラシを見ても旧堀氏庭園を守り活かす会の方々が、主体的に自主的にやっていきたいという、そういう思いは強く感じるわけでありまして、つくった

はいいが続かないということが一番困りますので、そこら辺のことを少し御説明いただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 失礼いたします。前回、全協で御説明は申し上げましたが、その後、精査をいたしました。

前回、資料でお配りをいたしました、厨房の関係で電気テーブルレンジというものがございましたが、それをガスレンジで使用できないかということで、文化庁のほうと協議をさせていただいて、ガスレンジでも使用は可能だという了解をいただきましたので、それをガスレンジに、ガスこんろにかえるということで変更をかけさせていただきました。それで、そこへコンベクションオーブンの小さいものを入れるということと、作業台も少し小さくして、単価を減らすということと、業務用冷蔵庫の見積もり減がございましたので、少し、8万円ぐらい減額をするということです。

それから、台下冷蔵庫を2台というふうに計画をしておりましたが、これが1台でできるだろうということで、そこで1台分を減額をしております。厨房は、そのほかのところは変わっておりません。

あと、倉庫等事務室2ということで、事務机と椅子とスチールラックというふうに御説明を申し上げましたが、その後、精査をいたしまして、事務机と椅子については入り口の事務室にあるので、これは取りやめにして、スチールラック4台を3台にして1台減にするというふうにさせていただきました。

事務室1の場合には、変更がほとんどありません。

食堂家具のところも、やっぱりこのぐらいの数量は必要だろうということで、そのままにしてございます。

ライブラリーのところでございますが、ここはシェルフとか棚板とかございましたけれども、シェルフが2台ということで、棚板が2台分計算しておりませんでしたので、その分少し、若干、増をしております。

多目的ホールについては、やっぱり人数は、30人ぐらいは入る人数にしておかないと、バス1台で来られたときにも、対応ができないということになっても、受け入れが可能でなくなるということで、その部分を変更せずにおいております。

ですので、厨房機器のところで一応172万円、倉庫等事務室のところで11万円、事務室1のところは、入り口のこの事務室でございますが、ここで、おおむね30万、食堂の家具でございますが、おおむね52万、ライブラリーのところで、シェルフ、棚です、これが2台ございますので107万、多目的ホールのところはホールテーブル、チェアが30台、キャビネット、靴収納、スタットランプということで190万を見込んでおります。その他、諸経費がございますので、諸経費が168万円ぐらい、これは据えつけ等の経費にかかるものでございます。それに消費税を合わせまして787万9,000円の予算にさせていただきました。

先ほどのパンフレットで、守り活かす会が事業を実施されているということですが、今後も守り活かす会の方を中心に、そういう事業を実施していただけるように協議をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 今の説明の関連じゃないんですが、いわゆるこの物を必要としますよね、それで、先ほどの利益の話をしてたわけなんですけども、いわゆる人が働くわけですよね、ボランティアで食事をつくってくれるわけですか、ではないと思うんですよ。もちろん、それは守る会のほうで運営される方に対する報酬というのは支払われるのか、それとも独自の売り上げで報酬を支払われるのか。その携われる方々が幾らの給料、集落支援員でしたら幾らとか、地域おこし協力隊でしたら月額幾らってわかるんですが、そういった方々がどれぐらいの報酬でやっていただけるのかという協議も進んでいるのかなというのが、疑問が1点です。

それと2点目が、商工観光課のカフェの部分なんですけれども、この指定管理の委託先と協議されるようなんですけれど、それはもう、どことやるというのは決まっているのでしょうか。もしわかればお知らせをお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 議員さん最初の御質問で、レストラン部分で働く方の報酬という御質問でございましたが、一応、レストラン部分は会のほうが、町の施設です。町の施設を借り上げるということでございますので、そこの中の経費は会のほうで持たれるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問の点でございますが、現時点では、まだ具体的に組織は固まっておりません。ここまで、話し合いを進めてきた庭園部会の皆さんもいらっしゃると思いますので、そういった皆さんも中心に、一つ、組織としてはシルバー人材さんあたりも入ってくるかもしれませんし、商工業関連系社も含めて広く、やはりそういったいろんな層の皆さんが集まって、一つの運営母体ができればということ、何とかそういった形をつくっていきたいということで、今、話をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） この事業につきましては、堀氏庭園についても日原賑わいについても、地域の方々からすると地域の拠点ができるという意味では、大いに歓迎される場所もあると思うんですが、一方で、別の地域から同様の声が上がった場合、この古民家があるから、ここをカフェレストランにしたいんだという要望があった場合、受けていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現在、空き家等も大分ふえてきてはおります。そういった中で、今回、日原地区については、津和野地区、日原地区という中で、一つの大きな拠点であるという認識でおります。やはり、この日原地区も一つ元気になることで、旧日原地域も全体もですし、当然、旧津和野側とも連携して一緒になってやっていこうという思いでは当然おります。そういった部分で、まず大きな一つの拠点を津和野地区に対する拠点が一つできてくるといふことを目指したいという思いがございます。そういった部分では、やはり今後、空き家等もふえる中で、どれを活用して、ここはまた何か新たな施設を町として整備をしていくであろうということ、町長以下、総合的に考える必要あると思います。そういった部分で、現時点で、それじゃどこでもオーケーということには、なかなかかなりかねるのかな、やはり一つ一つを考えていく上で、状況を見ながら、より有利な制度等があれば、それを取り込んで進めていくということになるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今現在、12のまちづくり委員会を意見交換会で回っております。そうした中でこの地方創生と、それから、いわゆる小さな拠点というのを、これをどういうふうに考えるのかというような御質問も、全ての委員会ではないですけど、いただいているという状況でありまして、その小さな拠点の我々の考え方というの、その場でお示しをしているということです。

現在、12のまちづくり委員会が、それぞれの委員会において、それぞれの地域のどういうふうに活性化を図るかということをお考えもいただいているということでもありまして、そうしたときに、地域提案型助成事業ではとても財源が足りないというふうに思いますので、その中で例えば、あるまちづくり委員会であれば、農産加工品のようなものをその地域で興して、そして、そういう特産品化を図ろうというところがあるかもしれません。そういったときには、やはり、町の財源から応援をしていかなきゃならないだろうというふうには思っております。ただ必ず、じゃ応じるかどうかというのは、当然、財政的な問題もありますので、今の時点で確約はできないというふうには思っております。

現在、まちづくり委員会でお話しているのは、例えば、農産加工場をつくらうとかいう話が出たときには、町の財源だけでは対応できないかもしれないので、農水省等のそうした国のほうの補助メニュー、そうしたものも探しながら、いいものがあれば導入をして実現に向けて我々も努力したいと、そういうような考え方でお話をさせていただいているということでもあります。当然、カフェとかいうようなものも、どこかのまちづくり委員会から上がってきたときには、同じようにそういう対応をしていきたいというふうには思っております。

今回で言いますと、例えば、この日原の賑わい創出事業においては、当然、国の補助をいただくという前提でありますから、財源的にも何とかやりくりができるという思い

で、一緒になって進めようということでご我々は思っていますし、畑迫のほうも、この厨房部分については、まだ、これから総務省等の探してもいきますが、ただ、全体の事業として、あれだけ堀庭園の母屋も整備をし、畑迫病院も今回、整備をする、これには国のかなりの大部分の補助金をいただいて整備をいただいている、その中の一つを生かす方法として、現在、厨房をやっということとありますから、いわば、例えばこれがまた否決になってくると、国の補助金返還という全体の、畑迫病院の、そういうことにもつながりかねないわけでもございますので、やはり、今は文化庁との協議の中で、そういう形である程度のカフェというようなことも御理解をいただいで、現在、進めてきているわけですから、これが逆に白紙になってしまうと、畑迫病院全体の国の補助金が大丈夫なのかどうかという、また心配も当然出てくるわけでございます。

そうすると、もう畑迫病院はここまで施設ができておりますので、じゃ今から9月、12月といろんなまだまだ補正等でも事業をやっいかなきゃならん中に、1億5,000万分を町の自主財源で賄えるということになると、また大きな話になるなという心配もしているところではありますが、ただ、そういう中で畑迫についても、ある程度の国のそうした補助をいただきながら、事業を進めさせていただいているところとありますから、今回も、我々も一緒になって取り組みましようというような考え方で、現在、進めているというところとあります。

繰り返しになりますが、他の地域からまちづくり委員会等通して出てきましたら、できるだけ国の補助メニューというようなものを使いながら、財政の問題をクリアして、解決に向けて一緒に努力をしていきたいというスタンスでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 17ページの堀氏庭園の管理費、備品購入費の件でございますが、これについては、先ほどから随分いろんな意見が出とるわけですが、もう一度、確認といひますか、あそこのレストラン部分でございますが、そこでは一応、食事をつくって、そこで食べてもらうということが中心になろうと思ひますが、そういった厨房とかその部分はもう地域全体で使って、いろんな、例えば料理教室とかそういったこともやれるような体制にするのか、もうレストランはレストランでいくのか。要するに、本当に民間の人が入って専門的にやるということなのか、そうでなしに、もう地域の人がいろんなことで使っていく施設にするのか。その辺は、もう一度確認をしたいと思います。

それから、今の一般財源で787万9,000円上がっておりますが、これはどうなんでしょうか。今の時点でこういう一般財源ということにされておるのか、これは、いい補助事業があれば、これを取り入れられるのか。どうか、その辺のことについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの変更の契約の質問のときにも若干お答えをしておりますけれども、基本的には、守り活かす会のほうにあの施設を、全体を管理をしていただくということで、委託部分と守り活かす会のほうが使用する、町から借り受けてやる部分とに分かれて、全体を一括で利用をされるということです。

厨房については、会のほうが運営主体にありますので、そこを借り受けてどういう形で利用していくか、そういうことは具体的には会のほうで検討されるような形になると思いますが、今、話が出ておる中では、ワンデーシェフとか、要は厨房を借りてそこでいろいろな料理教室をしたり、その料理の人が借りてその人が運営をしたりとか、そういうこともアイデアの中には入っておりますので、そういった意味では地域の方も使える可能性は十分にあるのかなというふうに思っております。

ただ、保健所の衛生管理というのがありますので、その部分では、誰かが保健所のほうに責任を持って管理をするという届けは当然されないと営業許可はおりませんので、その辺との兼ね合いが発生してくるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 国のほうの関係の補助金等の導入につきましては、先ほどもお話もしたところでもありますけれども、現在は総務省とお話をしている最中でありまして、確約的なことは申し上げられんということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、我々としては先ほど申し上げた、地域の皆さんが主体となって自発的にそういう組織をつくられて、そしてカフェであったり、そういういろんな運営をするといったときに、地方創生の観点から総務省が特別交付税で認めようと、そういう協議を現在されておられるというようなところでもございます。ですので、これが正式に決定したんならば、我々のほうにも情報をいただくことになっております。そのときには、また特別交付税のお願いをして、そしてその財源のほうの補填に充てていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、町長が最後にお答えになりましたが、私は思うんです。今、やっぱり何度も申し上げますように一般財源を使うというのは、非常に町民に対して理解を得がたいんです。それで、今、総務省と交渉しまして、補助金が将来的に確定するという可能性があるならば、その時点でこの部分に関しましては差し控えて、その時点で再度決定するのに別に急ぐ必要もないのではないかなと、そういうふうに思うわけですから、補助金が出るまでもう少し待てないのかなと、そういう気持ちでいます。いかがなんでしょうか、こちら辺。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 待てれば待ったほうがいいかと思うんですけども、この工事に合わせて備品を設置をいたします。一応、今、予定では11月の1日には遅くともオープンをしたいというふうに考えておりますので、それに間に合うような設備設計も加えていかないといけないという状況の中でいきますと、もう余り時間がないと。総務省のほうの補助金の確定がいつごろになるかというのが、情報として私たちも入っておりませんので、それを待っておると、とうとうオープンが11月では間に合わないのではないかと、そういうふうに今思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 意味はものすごくわかるんですけども、例えばその11月のオープンというのは、もううたってあると。もちろんそこを目指していくのはわかるんですけども、しかし、急いでいる割には、我々からしてみると話が全然詰まってないんじゃないかという印象が拭えないんです。そこまで急ぐ必要があるのであれば、どうしてもうちょっと具体的な資料が出せたりできていただけないのかなという、ちょっと不満もあるわけなんですけれども、こういった7月の臨時会で提案される、それ11月に間に合わないのって言われると、何だかすごく、だったらもうちょっと早目に言うていただければいいんじゃないのかなと思ったりもしますし、もうちょっと話も詰めていただきたいし、こういう状況であればもう少し時期がずれてもいいんじゃないかというふうに思ってしまうんですが、所見をお伺いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 当初は、6月補正のところでは提案をして進めたいというふうに考えておったところでございますけれども、6月補正では要は十分に御説明ができない状況の中で補正ということになるので、先に全協で御説明を申し上げて、今回、臨時議会での提案という形にさせていただいております。

会との詳細の詰め事がなかなか議員の皆さんに御紹介できないというところで、御不満があるのだろうというふうに思っております。おおむねのいわゆる運営の流れであるとかということ、ある程度話をしておるところでございますけれども、いわゆる細かい詰めについては、言われるとおり、お示しをできる状態にはなっておりません。

この備品を、もちろん厨房機器ですので、つい備えればそれで使えるというものではなくて、それなりにセットをしないといけない。排水の処理から、給排水の処理もしないといけないということになると、この工事の中で改めてつけるよりも、工事の中で一気にやったほうが効率もようございますし、当然、経費的にも安くつくというふうに思っております。

それと、やはり11月のオープンというのは、やはり堀庭園は秋がメインでございます。前回の全協のところでも若干触れましたけれども、秋の集客がかなりの割合、7割、8割が秋の集客というところで見ますと、その時期に向けてオープンをするということは、やっぱり必須ではないかなというふうに思っております。オープン時期をずらして

冬とかにオープンしたんでは、いわゆるスタートダッシュが切れない、そんな状態になるのかなというふうに思っておりますので、11月のオープンを目指してやろうとすると、今の時期にやはりお認めをいただいて、今から備品の入札等を行って設置ということになると、全体の工程からするとそんなに余裕がない時期になっておるといふことでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 先ほど町長の答弁がありました。こういうふうにして日原賑わいでもカフェを設けるといふことへなるわけですが、この畑迫も要望したからこういうふうになってきたんですが、これからの計画として、町民からの要望として、今、津和野の養老館を建設されますね。そういったところで、町なかではあるし、これが完成すると同時に、この中にそういったレストラン風、喫茶室もいいですね、こういうものを計画したいというふうな案が出されたとき、また、文京区の森鷗外記念館ですが、これ、町長は知っておられるはずですが、この地下にも喫茶室を設けてありましたね。こういうふうにして、津和野の町の中であれば、当然、津和野の森鷗外記念館の前を土地を買われまして、前にも、もとの喫茶室があるわけですが、喫茶店が。これでも再開してやられるようなことがお考えがあるのか。

また、ついでに安野美術館にもこれだけの人がお入りになります。ここにも付近に喫茶店がありません。そういったときに、付近住民からの要望が出たときに、これも聞いていただけるのか、どのように対応されていくお考えがあるのか。これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず、養老館の改修にあわせて喫茶をということでございますけれども、基本的には今そういう計画にはなっておりませんし、そもそもで喫茶店をオープンしようという計画に今しておりませんので、募集をかけることは、町としては今のところ想定をしておりません。

それから、鷗外記念館のいわゆる喫茶の跡、ルンという喫茶がありましたけれども、あそこについては一応喫茶を今やる形では改修しておりませんので、またそこで改めて喫茶をやりたいという御希望でもあるというのなら、また一考はする必要はあるかもしれませんが、今のところは予定はございません。

それから、安野光雅美術館につきましては、これは私が伺ったことでございますけれども、当初は館内の中に喫茶コーナーを設けたいというような発想もあったようでございますけれども、その当時は周囲に喫茶店もたくさんあったということで、いわゆる民業圧迫というような中で、中には設置ができないだろうということになったというふうに伺っております。周囲の喫茶店も若干数を減されたような状況ではありますけれども、今のところ、改めて喫茶店をオープンするために中を改修するという予定は、今のところはございません。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全国的に見回しますと、いわゆる福祉的なカフェというのが非常にたくさん出てきております。例えば、子育てカフェ、それからコミュニティ・レストラン、例えば、最近、こども食堂でしたか、そんななんもあるというふうに聞いておりますし、あるいは障がい者の方々が運営をするカフェというのものもあるというようなどころでもありまして、そういうものがまちづくり委員会等、地域のほうの発のアイデアで出てきたときに、そこにまた福祉という部分も認められるものであるならば、やはり我々としても応援をするということは重々考えられるというふうに思っております。

畑迫なんかにいたしましても、若い方から高齢者の方々まで一緒になって、守り生かそうカフェをつくっておられるということでもありますから、まさに地域の福祉にかかわるという部分も大きなウエートを占めるというふうにも思っておりますし、日原側の賑わい創出につきましても、これもカフェがあることによって、親子連れの方々とかあるいは高齢者の方々とか、そういうサロンのようなものが発展ができると。そういう、やはりこれも福祉面からの期待もあるという部分で、応援をしていこうというようなどころでもあります。

ですから、そういう部分で、先ほどの鷗外記念館とかいうのは、教育長が話したとおりであります、そのほかにもいろんな地域から、いわゆる福祉のウエートを占めるようなカフェをやりたいというときには、我々もまた十分一緒になって話を進めていくことは、可能性として考えられると思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） もう一点だけ教えていただきたいんですが、今回、改造でこの図面をいただいておりますが、この中の図面の中で——図面持っと思ったかいね、ありますか、厨房の資料3ちゅう図面をもらっとりますね、2でも3でもいいんですが——これがまず建物の中に倉庫があります。厨房機器がここへ入るようになっております。それで、その横に厨房があります。その横に食堂があります。

こういう計画になっておりますが、この業務用冷蔵庫が、専用冷蔵庫がこの倉庫にあるわけでございますが、これがこの中から物を持って出ようと思うと、廊下を通過して食堂に入って、食堂を通過して厨房に入ってくるというふうな図面になっておりますが、本当に実際にお客さんがおったら、食堂の中から厨房に入るじゃなんじゃちゅうのはいかなものかと思うんですが、この図面はあくまでもこれでもう完成でこのような構想にされるのか。毎日毎日オープンせんということであればいいかと思っておりますが、まず、この倉庫から廊下へ出て食堂を通過して、それから厨房に入ってくるちゅうふうなことじゃ大変不便と思っておりますが、これは図面をまたいらわれにや、また改築もせにやならんように思っておりますが、いかがですか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（羽多野寿子君） 前回お示した図面のことだと思います。議員さん御指摘のとおり、倉庫に業務用冷蔵庫の大きいものが置いてありますので、言われるとおりに倉庫から出したものが、廊下を通過して食堂を通過して厨房の入り口からしか入れないという御指摘でございます。そのとおりでございますなというのが、私の今の感想でございます。申しわけありません。

建物の中は、一応、壁が仕切っておりますので、倉庫から厨房の間に壁を今からのけるかどうかというのは、やっぱり今の段階では無理だと思いますので、あとは、業務用冷蔵庫の置き場をどういうふうに考えるかというところを今から今後考えさせていただくということで、それは持ち帰らせてもらって、厨房の配置をもう一度考えさせてもらいたいと思います。（発言する者あり）

はい、床下冷蔵庫が1台減っておりますので。最初に床下の冷蔵庫を2台ということで考えておりましたが、床下冷蔵庫を1台にするということになりましたので、あとは設計の担当と協議いたしますが、そこへ持っていかれるかどうかというのを協議してみたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 要らん私の思いであります、厨房に入るのに、食堂を通らんや厨房へ入れんちゅうふうな構造自体がおかしいんじゃないかちゅうことを、私は言いたいんです。もっと廊下のほうからつい厨房に入られるような、それは今は冷蔵庫は床下のふうなとこへかわされてもいいです。ただ、お客さんがおられる中を食堂を通過して厨房に入らんやならんような構造がおかしいんじゃないかちゅうことをお聞きしたんで、設計士さんがこのほうがええちゅうて言われりや、別に私はどうでもええんですが、使い勝手がこういうふうなんじゃ大変不便じゃないかというふうに思うんで申し上げたんですが、改造できるんなら改造されたほうがいいんじゃないんですか。

○議長（沖田 守君） 回答は、今の1番議員の。教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、建物の改造はちょっと困難でございますので、今、次長のほうが申しましたように、冷蔵庫3台当初予定をしておったところが1台減になりまして、スペース的にもちょうどびつたりの位置になりますので、倉庫の冷蔵庫はなくなるのかなというふうに思っております。

それから、壁とかそういったものを簡単に改造してめぐつていうわけにはいかない構造でございます、もちろん耐震とかも含めて構造が組んでありますので、一々壁をめぐつてということになると、文化庁との協議をやった上でということになります。その辺は、確かに使い勝手は悪いのが、これは仕方がない構造かなというふうに思います。建物自体が文化財として残すのがメインでございますので、そこを使い勝手のいいように勝手に改造するというのは、また趣旨が混同しておかしいことになってしまいますので、そ

この辺は、利用する中心になります地域の守り活かす会の方も十分承知をされた上での利用になると、そういうふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これ、本当、私も気がついたんですけど、私はずうっと店もつくってきまして、特に食堂関係のは調理場は非常に大切なんです。なぜこういう、私が考えたのはでたらめですけど、なぜこういうふうになるかと言うと、レストランをやるという経営主体、シェフなりコックなりが中心になって、使い勝手をその人が図面を描くときに、ここには何を置いてください、ここからこういうふうに出ますからこういうふうになって、そういうのを下案を出して、それに基づいて設計してもらわなきゃいけないんです。ところが、そこがない。要するにそこに人がいないんです。経営しようかって、今からレストランやろうという人たちがいないんです、この図面の中には。だから、設計士さんに任せれば、設計士さんは今言うように、この格好の中にこれとこれだけおさめればいいんだと。だから、こういうことが起きてくるわけです。

それで、教育長がおっしゃったように、もともとは文化財でやったんじゃから、文化財を主体にこういうふうやってるから、今さら改装できないと言うんだったら、初めからもどおり文化財でやればいいんです、何度も言っているように。だけど、でき上がったらレストランをやるというアイデアが出ましたので、それでレストランをやるとう空間を確保するのに、このたびの設計変更をしているわけでしょう。じゃあ、レストランをやるための設計変更じゃなかったんですか、もともとと違って。

じゃったら、ちゃんとやる方を、そういう経営主体になれる方を招待して、どういう配置をしたらいいかというのをその人たちに図案を描かせないけん、下案を。それに基づいて、設計士さんがちゃんとした測量を図って、何をどういうふうに入れる、何をどうすると、これは要らんと、そこを決めないけんです。

こういうふうにやると、やろうかという人が全くでたらめじゃと、今、同僚議員が言いましたように、冷蔵庫がここあってどうやってこうするという話になってくるわけです。またやりかえないかんと、追加の設計変更を。これは要らんだとか、また出てますよ。だから、実際にこれ、食堂本当にやる方たちちゅうのは、これわかっているんですか、この図面を見られて。ちょっとそこはどうなんですか、今まで人がおったんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、この配置を決めるに当たっては、当然、今から食堂をやるという中心の方とも協議をした上で配置をしております。で、冷蔵庫が一つ別の部屋に置いてありますのは、当初は、いわゆる食材の保管として3つの冷蔵庫を用意をして、通常使う分は手元に置き、ストックヤードとして別室に置くという、そういう構想の中でやっておりますので、若干不便があるのは仕方がないかなというふうに思っております。

このレイアウトが、なかなか個人個人のレイアウトで使い勝手でありますので、私も、レイアウトがこれがいいか悪いかというのはちょっとわかりませんが、全くその話の中にのってないわけではないということだけはお伝えをしておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 休憩を。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君より、休憩の動議が出ました。

お諮りをいたします。暫時休憩することに賛同の皆さんの挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（沖田 守君） 多数の方が賛同をいたしました。ただいまより、時間をどのぐらいとりましょうか。

○議員（2番 川田 剛君） 暫時。

○議長（沖田 守君） 暫時でいいですね。そうは申しましても、10分間ほど休憩をとります。2時20分まで休憩といたします。

午後2時11分休憩

.....
午後2時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまから30分間ほど休憩に入ります。2時50分まで休憩といたします。

午後2時20分休憩

.....
午後2時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

もうしばらく、もう20分間ほど、3時10分まで休憩を延期をいたします。3時10分まで暫時休憩といたします。

午後2時50分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 修正案の動議を提出いたします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君より修正動議の提出がございました。平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）の修正動議を提出します。本案に対しま

しては、川田剛君外2名から、お手元に配付のとおり修正の動議が出されました。提出者の説明を求めます。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議を提出するものであります。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたします。

まず、お手元の資料、別紙をごらんください。

議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案、議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

歳出、款、教育費、項、社会教育費、補正額787万9,000円を0円とし、合計5億979万5,000円。

款14予備費、1予備費、補正前の額——ここで修正させてください。6,000万になっていますが、619万円。64190が619万円です——619万円。補正額、マイナス40万7,000円を747万2,000円に、合計1,366万円にするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳出から、御説明申し上げます。

旧堀氏庭園管理費、補正前の額、1,979万3,000円、補正額、787万9,000円を削除し、予備費に回すものでございます。また、14の予備費、マイナス40万7,000円を747万2,000円に改めるものであります。

このたびの補正修正案に関しましては、先ほどの質疑の中で答弁がありましたように、特別交付税の道筋がついた後、改めて予算組みをして提案していただければと思っている内容でございます。この間、執行部におかれましては地元団体と十分協議していただき、事業計画やそのもくろみなど、我々が十分町民にも説明できるような提案をしていただきたいと思います。

また、11月オープンに間に合わせるとのことでしたが、この事業では、このレストラン経営、カフェ経営は利益を追及しない事業であるとのことですので、まずはしっかりとした計画性のある事業にすることが第一だと思ひ提案したものであります。

このような理由から、平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案を提出するものであります。

なお、他の総務費に上げられております予算は組み替えておりませんので、可決いただいた後、執行できるものであります。

最後に、2点ほど訂正させていただきます。鏡文の発議者、丁泰仁議員の名前が「丁 泰 仁」になっておりますが、「丁 泰仁」に改めていただければと思います。

続きまして、次ページ、別紙の訂正をさせていただきます。歳出、社会教育費、項が「1」になっておりますが、「4」に訂正をお願いいたします。それと、予備費の合計額が1,366万円になっておりますが、1,366万2,000円、合計額も1,366万2,000円に訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上で修正案の説明を終わります。

これから修正案に対する質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。原案に賛成者の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 済みません。もう一回、議長の発言を確認してから、討論に入りたいと思いますが、原案というと修正動議のじゃなくて、もとの原案。（「修正案じゃないの」と呼ぶ者あり）修正案に対してですね。今出したものが原案ということですかね。

○議長（沖田 守君） 修正案に対する質疑が終わりました。したがって、これから討論に入ります。まず、原案に賛成者の発言を許します。（発言する者あり）
暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

.....
午後3時22分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回提案されました補正予算については、今日まで旧堀氏庭園の整備基本計画にのっとり、母屋は平成17年に国の名勝指定を受けて、今日修復工事が始まり、さらに今回の病院の修復も、この秋をもって完了という工程になった中で提案がなされたと思います。

この文化財を自分たちのものとして守り生かす、このことはもっともでございますが、一方では、町全体の産業、観光、そのような視点からも大切な資産であり、そして、これにかかわることによって地域の活性化が図られるという、そういう視点のもとで、昨年春、「旧堀氏庭園を守り活かす会」が結成され、今日まで地域提案型の助成事業も一部いただきながら、それぞれの部会を構成した中で、環境部会、広報部会、観光ボランティアの育成も行いながら、これからの受け皿として、おもてなしの体制を整えていこう、そしてイベント部会では、このレストランを将来にわたってどのような形で運営するのが望ましいのか、持続可能なのかを模索するためにも、毎月ではありませんが、隔月1回ということで、今年の9月から、この7月23日にも計画をいたしております

が、そのように地域住民が一体となって、この資産を有効活用していこうという、そういう計画のもとで予算も提案していただいたかと思いますが。

確かに、計画が甘いとか、もくろみがないからというようなことで、それぞれの議員の思いも、ある程度は理解できますけども、初めての試みであり、もともとのスタートに返ったときに、この文化施設を何かの有効活用ができることが、将来にわたって、もともとの本体の維持にもつながるといふ、そういう中でスタートして、たまたま公募の中の1人だったということでもありますが。やはり、長い年月の中には、その思いが少しは揺らぐということもあって、誰がそれをやるんだ、誰が運営するんだというようなそういう中に、それじゃ、1人では無理ならグループでやろう。まずは、この秋に向けて、できるだけ条件整備はしていただこう、その暁には我々が受け皿となってやっぺいこうということで今日までやってきたことが、議員の皆様方には、お一人お一人には資料というものも提出がされなかったかもしれないかもしれませんが、そういう活動が目に見えなかったという部分については、まことに残念でございますが。このような中で、今回11月にオープンを視野に整備を進めておりますが、修正動議という形でございます、そのオープンのときに、そのようなものが十分に整わないでオープンを迎えるのかなと、そのようなことも危惧されますが、やはり、やる気のある集落の思いが、このような形で修正されるということについては、私としては賛成することができません。反対いたします。（「原案に賛成しますか」と呼ぶ者あり）

そういうことで、大変済みません。また混乱しましたが、もともとの提案された予算を修正するということに対して残念だということで、私は原案を賛成いたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。原案及び修正案ともに反対者の発言を許します。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 原案に反対するという立場で討論を……。〔発言する者あり〕

○議長（沖田 守君） 丁君、もう一度申し上げます。原案というのは、当初、補正予算で提案されたもの、そして、先ほど修正案が提案されました。その双方ともに反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） わかりにくいところもありますが、今回こうして出されて、私も先般はなかなか厳しい意見も申し上げたわけですが、畑迫の方々に聞くと、先ほど板垣議員からもありましたが、手弁当で定期的集まって、何とかこれを守り活かしていきたいということで、一生懸命考えられたことであります。その

の中で聞こえました食育とか教育とか、そういうことが、どのように今からの事業の中で組み込まれていくのか、せめてそういうことの計画などが出るときではないかと思えます。そういうものを見た上でゴーサインを出したいというのが私の願いであります。

地域の方が、あいているときに厨房を使うとかいうような話も出ました。そういうことも、本当にそれが保健所の関係で、営業許可をとったところで、不特定多数の方が入ることが可能なのかとか、そういうことも、もうちょっと詰めて文書として出してもらえたらうれしいなという思いがあります。

きょうのところは、この修正案で予備費に回すということに賛成いたします。

○議長（沖田 守君） ほかに討論はありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 修正案に賛成する者の立場として討論させていただきます。

私は、地域住民が文化財建物を利用して、日々の住民生活に資する活動を展開することに異議を唱えるつもりはありませんが、このたびの案件を、いま一度検証してみますと、経営主体である「堀氏庭園を守り活かす会」という民間団体が、この文化財建物を町から賃貸借契約により借り入れ、レストランを運営するということであり、純然たる民間の商行為に相当するものであります。

しかるに町は、住民共通の利益につながる社会福祉活動などの補助金として支出するならばまだしも、この民間経営であるレストランの設備投資に、町民の血税である公金を投入しようとしています。このことは、到底町民の理解を得られるものではなく、さらには、民間商工業者にこのような公金の使途に不公平感、あるいは何らかの疑念を抱かせるものであり、したがって、このたびのこの件に関する補正予算原案に納得しがたく、強く反対するものであり、修正案に賛成するものであります。

以上。

○議長（沖田 守君） 次に、反対討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。——修正前の原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。7番、寺戸君。原案にですよ。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 執行部が提案した原案に。畑迫病院を守ることが一番大きな目的であって、その中の手段として、レストランを入れて何とかしていこうかということで、いろいろ試行錯誤しながら住民の皆さんが頑張っておられるところに、先ほどの修正案の説明では、特別交付税がおりの道筋がつくまで待ったほうがいいんじゃないかということだったのですが、そこまで待って、もしつかかなかった場合には

諦めてしまうのかってという不安があります。今、このときに進まない、今その場で頑張っておられる人のエネルギー、気持ちがそがれるおそれがあります。商売を目的にしているのではなく、地域を守ろうとして頑張っているのは普通の方々なので、ここでエネルギーをそがれると、地域を活性化させていこうという気持ちを持続させるのは大変困難になってくると思います。

ですので、町としてここでバックアップして、何としても計画どおりやっていただきたいなと私は考えます。

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 申し上げます。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今回の補正予算の関係でございますが、本当を言いますと、もっと地域での話し合いの様子、どういう話し合いが今日までなされてきたか、あるいは本当に事業計画等をわかりやすく、私はこの議会で説明していただきたかったと思うんですね。それが無いのが非常に残念でした。

しかし、私自身も今、地域でいろんな小さな拠点づくりとかといった話もありますけども、今地域が何とか一生懸命頑張って、地域を活性化していこうといういろんな活動を、皆さん一生懸命やられているというふうに思います。私自身もそういった地域でございまして、どれだけのことができるかわかりませんが、いろんな話し合いをしております。

そして、今回のこの畑迫の皆さんの活動でございますが、十分は私も存じてはおりませんが、このものを生かして地域を興していく、これも一つの小さな拠点というように考えて進めておられるというふうに思っております。そういった動きというのは、私は本当に小さいところでいろんなことを考えられていること、本気で考えておられる、そういったところには、やはり行政も応援をしていくということ、このことが今は必要であるというふうに思っております。頑張っているところをくじくようなことにつながってはいけない。そこを応援するという事は、行政としても私は必要であるというふうに思っております。

本当はもう少しいろんな説明資料をいただきたかったんでございますけども、地域をこれから盛り上げるということで一生懸命頑張っている地域に対して、私は、今回の補正については賛成といたしたいということで、賛成討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

まず、本案に対する川田剛君外2人から提出されました修正案について採決をいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 本議会出席者は11名であります。ただいまの起立者5名、5対5、こう相なりましたので、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第2項の規定により、議長裁決といたします。本案件につきまして、議長は可決といたします。（「修正案、修正案は否決ですよ」と呼ぶ者あり）議長裁決といたします。したがって、議長は可決といたします。（「修正案」と呼ぶ者あり）大変失礼いたしました。本修正案につきましては、議長は否決であります。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立同数であります。起立5名でありまして、本議会11名の出席であります。可否同数であります。したがって、地方自治法第116条第2項の規定により、議長裁決といたします。本案件につきまして、議長は可決といたします。したがって、議案第98号平成28年度津和野町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 紆余曲折、まことに不細工な採決と相りましたが、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、いささか苦言を呈するようで恐縮であります。町長へ一言申し上げたいと存じます。

今回の臨時会においては、告示した議案が上程できなくなりました。昨今、議案や報告等が本会議直前に提案できなくなる、そのようなことが数件見受けられてまいりました。また、審議中の議案についての差しかえなども間々目につくことがございます。やむを得ぬ事情によっている場合もあろうかと思いますが、こうしたことが起こることは、我々、住民代表である議会軽視ととられかねません。町長におかれましては、議案提出者として責任を持って厳重に精査し、このようなことが生じないことを御注意をいただ

くとともに、担当課に対しても緊張感を持って職務に当たるべくしっかりと監督されるよう、特にお願いを申し上げます。

本日は会議を閉じるとともに、平成28年第5回津和野町議会臨時会を閉会をいたします。大変御苦勞でございました。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員